



IFRS[®]

Accounting

2024年9月

公開草案

IFRS[®]会計基準書

結論の根拠

持分法会計

IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(202x年改訂)

コメント期限：2025年1月20日

結論の背景

公開草案

持分法会計

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業
に対する投資」（202x 年改訂）

コメント期限：2025 年 1 月 20 日

This Basis for Conclusions accompanies the Exposure Draft IASB/ED/2024/7 Equity Method of Accounting – IAS 28 *Investments in Associated and Joint Ventures* (revised 202x) (published September 2024; see separate booklet). It is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **20 January 2025** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the International Accounting Standards Board (IASB) and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2024 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®', 'SIC®', 'ISSB™' and 'SASB®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

結論の根拠

公開草案

持分法会計

IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業
に対する投資」（202x 年改訂）

コメント期限：2025 年 1 月 20 日

公開草案—2024年3月

この結論の根拠は、公開草案 IASB/ED/2024/7「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（2024x 年改訂）」（2024 年 9 月公表：別冊参照）に付属するものである。国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは 2024 年 11 月 22 日までに到着する必要がある。commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会（IASB）及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2024 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

IASB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’, ‘SIC®’, ‘ISSB™’ 及び‘SASB®’がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目 次

	開始する項
公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」に関する結論の根拠	
背 景	BC1
適用上の疑問点の識別	BC10
IAS 第 28 号の基礎となっている原則の識別	BC15
適用上の疑問点への回答—IAS 第 28 号の修正案	BC17
重要な影響力の獲得時の投資者の所有持分の変動	BC17
重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動	BC20
損失の認識	BC47
関連会社との取引	BC63
繰延税金	BC85
条件付対価	BC89
投資の減損	BC94
関連会社に対する投資について開発した提案を他の種類の投資に適用することの含意	BC107
共同支配企業に対する投資	BC108
個別財務諸表における子会社に対する投資	BC112
開示—IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号及び IFRS 第 19 号の修正案	BC134
IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の修正案	BC137
IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正案	BC166
IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の修正案	BC172
経過措置	BC178
関連会社又は共同支配企業との取引に係る利得及び損失	BC182
条件付対価	BC187
減損の兆候	BC194
その他の要求事項案	BC197
移行日現在の減損	BC200
複数の期間の比較情報を表示する企業	BC206
要求事項案の適用開始の影響の開示	BC211
提案の予想される影響	BC217
提案の影響を受ける企業	BC219
財務諸表において報告される情報に対するの予想される影響	BC221
財務報告の質に対するの予想される影響	BC222
提案の導入及び適用の予想されるコスト	BC224
公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」に対するタデウ・センドン氏の代替的見解	AV1

公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x年改訂）」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x年改訂）」に付属しているが、その一部を構成するものではない。公開草案を開発した際の国際会計基準審議会（IASB）の検討事項を要約している。個々のIASBメンバーにより、各要因への重点の置き方は異なっていた。

背景

- BC1 IFRS 会計基準は、企業が連結財務諸表において関連会社及び共同支配企業に対する投資について持分法を使用することを要求している（使用を免除される場合は除く）。企業は個別財務諸表において子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資について持分法を使用することが認められている。IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」は、持分法の適用方法を示している¹。
- BC2 IASB は、2011年アジェンダ協議を受けて、持分法に関するリサーチ・プロジェクトを作業プログラムに追加した。その時点での利害関係者のフィードバックは、持分法の根本的な見直しの必要性を示唆していた。一部の利害関係者は財務諸表の利用者（利用者）に対する持分法の有用性を疑問視した一方、財務諸表の作成者（作成者）が直面している適用上の疑問点を識別した意見もあった。2015年6月に、IASBは持分法に関する限定的な範囲のリサーチ・プロジェクトについての作業を開始した。
- BC3 2016年5月に、当該リサーチ・プロジェクトの進捗状況及び2015年アジェンダ協議に対するフィードバックをレビューした後、IASBは当該プロジェクトに関する作業をIFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の適用後レビュー（適用後レビュー）からのフィードバックを評価するまで停止することを決定した。
- BC4 2020年4月に、IASBは適用後レビューの第1フェーズからの発見事項を検討し、次のフェーズで具体的な事項に焦点を当てることを決定した。それらの事項は、IFRS第11号で導入された共同支配投資者が共同支配企業に対する持分を持分法で会計処理するという要求に関連するものではなく、一般的に持分法の適用に関連するものではなかった。
- BC5 したがって、2020年10月に、IASBは持分法に関するリサーチ・プロジェクトに係る作業を再開する前に適用後レビューを完了する必要はないと決定した。IASBは当該プロジェクトの範囲（持分法の根本的な見直しを行うか適用上の疑問点に焦点を当てるの

¹ この結論の根拠におけるIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」への言及はすべて、公表されている版のIAS第28号に関するものであり、公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x年改訂）」に示されている【案】IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x年改訂）に関するものではない。新旧対照表は、IAS第28号（公表されている版）と【案】IAS第28号（202x年改訂）がどのように対応するのかを示している。

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x 年改訂）

かを含む）を検討した。IASB は持分法の根本的な見直しを行わないことを決定した。根本的な見直しは次のようなものとなったであろう。

(a) 持分法の使用を継続すべきかどうか、継続する場合、他の企業に対するどの種類の投資について継続すべきかを IASB が検討することが必要となったであろう。IASB は、「財務報告に関する概念フレームワーク」（概念フレームワーク）を開発した際に、経済的企業の視点又は報告企業概念が持分法の使用に影響を与える可能性があるかどうか、及びどのように影響を与える可能性があるかを検討しなかったことに留意した。

(b) 持分法の根本的な変更を生じさせた可能性があった。IASB は、持分法は十分に確立されており、根本的な変更には利害関係者の大きな支持が必要となることに留意した。

BC6 IASB は、その代わりに適用上の疑問点に対する回答の開発に焦点を当てることを決定した。このアプローチは、より短期間で、作成者に長年にわたる適用上の困難に対する解決策を提供し、実務の不統一を減少させ、利用者にとっての比較可能性及び理解可能性の向上につながるであろう。

BC7 IASB は、適用上の疑問点に IAS 第 28 号の基礎となっている原則を用いて回答できるかどうかを評価することも決定した。したがって、本プロジェクトは次のことに焦点を当てた。

(a) 適用上の疑問点の識別及びこれらの疑問点のうちどれに回答すべきかの決定

(b) IAS 第 28 号の基礎となっている原則の識別

(c) 当該原則を適用することによる適用上の疑問点への回答

BC8 2023 年 4 月に、IASB はリサーチ・プロジェクトを基準設定の作業計画に移行することを決定した。本プロジェクトの焦点は、根本的な見直しではなく、適用上の疑問点への回答であるため、IASB は、最初にディスカッション・ペーパーを公表するのではなく、公開草案の公表に向けて作業することを決定した。本プロジェクトの範囲は、例えば、次のことを除外している。

(a) 持分法は一行連結なのか測定方法なのか

(b) 持分法の適用の範囲

(c) 重要な影響力の定義

(d) 企業が重要な影響力を有しているかどうかを評価する方法

BC9 IASB は、ディスカッション・ペーパーと比較して、公開草案の方が、適用上の疑問点に対する回答案について利害関係者のフィードバックを得る効果的かつ適時な方法の提供となるであろうことにも留意した。

適用上の疑問点の識別

- BC10 IASB は、持分法に関する適用上の疑問点の当初のリストを、以下を含むさまざまな情報源から開発した。
- (a) IASB の過去の作業
 - (b) IFRS 解釈指針委員会への要望書
 - (c) 世界作成者フォーラムからのフィードバック
 - (d) 韓国会計基準委員会が 2014 年 9 月に公表した研究報告書「持分法」
 - (e) 基準設定主体、会計事務所及び規制当局とのアウトリーチ
- BC11 IASB は、本プロジェクトの範囲に含める適用上の疑問点を、その疑問点が次のいずれかであるかどうかに基づいて選択した。
- (a) すでに解決されたものではない。
 - (b) 次のことを行わずに効率的かつ効果的に解決できる可能性がある。
 - (i) IAS 第 28 号の根本的な見直し
 - (ii) 他の IFRS 会計基準書の修正（結果的修正を除く）
 - (c) IAS 第 28 号の一貫した適用に影響を与えている。
 - (d) 広範囲であるか又は頻繁に発生する事項に関わっている。
- BC12 IASB は、回答すべき適用上の疑問点の当初のリストを選択し、それからプロジェクトが進捗するにつれて他の適用上の疑問点を追加した。これらの追加の疑問点は、当初のリスクからの疑問点に対して提案された解決策によって解決される場合に追加された。
- BC13 表 1 は、本公開草案における提案が回答することを目的としている適用上の疑問点を示している。IASB は最初に、適用上の疑問点に対する解決策の案を、IAS 第 28 号に示されているように関連会社に対する投資への持分法の適用の文脈で開発したので、表 1 における疑問点はそれらの観点で表現されている。IASB はその後に、これらの解決策の案を持分法が適用される他の種類の投資にも適用すべきかどうかを検討した（BC107 項から BC133 項参照）。

表 1—本プロジェクトの範囲における適用上の疑問点

適用上の疑問点のトピック	開始する項
重要な影響力の獲得時の投資者の所有持分の変動	BC17
投資者は、関連会社に対する投資の帳簿価額の当初測定をどのように	

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x 年改訂）

行うか	
企業に対する持分を従来保有していた投資者が、追加の持分を取得して重要な影響力を獲得する場合、関連会社に対する投資の当初測定に含めるのは、従来保有していた持分の当初の購入原価なのか、又は IFRS 第 9 号「金融商品」を適用した当該持分の帳簿価額なのか	
重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動	BC20
投資者は、重要な影響力を保持している間に関連会社に対する追加の持分を購入する際に、持分法をどのように適用するか	
投資者は、重要な影響力を保持している間に関連会社に対する持分を処分する際に、持分法をどのように適用するか	
投資者は、重要な影響力を保持している間に投資者の所有持分を変動させる関連会社の純資産のその他の変動に対する持分を認識するか、認識する場合、その変動はどのように表示されるか	
投資者は、重要な影響力を保持している間に関連会社の株式の発行をどのように会計処理するか	
損失の認識	BC47
関連会社に対する持分をゼロまで減額した投資者は、関連会社に対する追加の持分を購入する場合、認識していない損失を「キャッチアップ」することを要求されるか	
関連会社に対する持分をゼロまで減額した投資者は、包括利益の各内訳項目を区分して認識するか	
関連会社に対する持分をゼロまで減額した投資者は、ダウンストリーム取引から生じた利得に対する持分を引き続き消去するか	
関連会社との取引	BC63
投資者は、IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の要求事項を適用して、関連会社への子会社の売却から生じる利得又は損失をどのように認識すべきか	
投資者は、ダウンストリーム取引における利得に対する持分のうち関連会社に対する投資の帳簿価額を超過する部分を認識するか	
投資者は、アップストリーム取引における利得又は損失に対する持分を関連会社に対する投資又は取得した資産の帳簿価額から消去するか	
サービスの提供及び資産の移転以外の取引は、アップストリーム取引又はダウンストリーム取引か	
子会社間のグループ内取引における利得又は損失の修正についての要求を、持分法を適用して会計処理される投資先の間での取引に類推適用すべきか	
投資者は、ダウンストリーム取引における利得又は損失に対する持分を、当該取引の利得又は損失に対する持分に対して消去するか、又は関連会社の純損益に対する持分に対して消去するか	

<p>投資者が有形固定資産項目を関連会社に売却してリースバックする場合、</p> <p>(a) IFRS 第 16 号「リース」は、移転された権利に係る利得又は損失の金額のみを認識することを企業に要求しているが、</p> <p>(b) IAS 第 28 号は、利得又は損失に対する持分を修正することを投資者に要求している。</p> <p>両方の要求事項を適用すると、利得又は損失に対する投資者の持分の消去の「二重計算」になるか</p>	
繰延税金	BC85
<p>投資者は、関連会社に対する投資の帳簿価額に、投資の当初認識時の関連会社の識別可能な資産及び負債に対する持分を公正価値で測定することに関連した繰延税金に及ぼす影響を含めるか</p>	
条件付対価	BC89
<p>投資者は、当初及びその後に、関連会社に対する投資に係る条件付対価の認識及び測定をどのように行うか</p>	
投資の減損	BC94
<p>投資者が公正価値の下落を評価するのは、当初の購入原価に関してか、又は報告日現在の帳簿価額に関してか</p>	

BC14 表 1 に示した適用上の疑問点を選択するにあたり、IASB は利害関係者が他の適用上の疑問点を提起していたことを認識していた。IASB は、適用上の疑問点のうち、選定規準（BC11 項参照）を満たさないもの又は本プロジェクトの範囲外の事項（BC8 項参照）に関するものは除外することを決定した。

IAS 第 28 号の基礎となっている原則の識別

BC15 BC7 項で説明したとおり、IASB は、表 1 に示した適用上の疑問点への回答案を開発するのに役立つように IAS 第 28 号の基礎となっている原則を識別した。IASB はまず当該基準書の要求事項及び結論の根拠における関連する各項をレビューした。それから当該要求事項をトピック別にグループ分けし、各グループについて IASB は基礎となっている原則を識別した（表 2 参照）。IASB は場合によっては「概念フレームワーク」及び他の IFRS 会計基準書における要求事項も考慮した。

表 2—IAS 第 28 号の基礎となっているものとして識別された原則

グループ	原則の区分 識別された原則	項
	分類	
A	参加するパワーは、純資産の変動に影響を与え、純資産にアクセスする投資者が共有するパワーである。	IAS 28.3（定義） IAS 28.5-9 IAS 28.12-14
	報告企業の境界	
B	持分法の適用は、関連会社又は共同支配企業の純資産の変動に対する投資者の持分を投資者の財政状態計算書に含める。	IAS 28.3（定義） IAS 28.10-11 IAS 28.35
C	関連会社又は共同支配企業の純資産に対する投資者の持分は、報告企業の一部である。	IAS 28.28
	当初認識時の測定	
D	投資者が重要な影響力又は共同支配を獲得する日現在の公正価値は、関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債に関する最も関連性のある情報及び忠実な表現を提供する。	IAS 28.30-31B IAS 28.32 IFRS 3.BC25 IFRS 3.BC198
	事後測定	
E	投資者は関連会社又は共同支配企業の純資産の変動を認識する。投資者は現時点でアクセスできる純資産の変動に対する持分を認識する。	IAS 28.3（定義） IAS 28.10-13 IAS 28.26 IAS 28.28 IAS 28.30-31B IAS 28.33-36 IAS 28.37
F	投資者の最大エクスポージャーは関連会社又は共同支配企業に対する総持分である。	IAS 28.14A IAS 28.29 IAS 28.38-43
G	関連会社又は共同支配企業に対する投資者の所有持分が減少し、投資者が引き続き持分法を適用する場合には、過去にその他の包括利益に認識した金額を振り替える。	IAS 28.24-25

	認識の中止	
H	<p>投資者は次のようにする。</p> <p>(a) 旧関連会社又は旧共同支配企業に対する支配を獲得する場合には、IFRS 第 3 号「企業結合」及び IFRS 第 10 号を適用する。</p> <p>(b) 重要な影響力又は共同支配をもちや有さないが、旧関連会社又は旧共同支配企業に対する持分を保持する場合には、IFRS 第 9 号を適用する。</p> <p>(c) 重要な影響力又は共同支配を喪失した日に、利得又は損失を認識し、その他の包括利益に認識した金額を振り替える。</p>	<p>IAS 28.22-23</p> <p>IFRS 3.41-42</p>
	未配分（プロジェクトの範囲外）	
N/A	表示	<p>IAS 28.15</p> <p>IAS 28.20-21</p>
N/A	持分法の適用の例外	<p>IAS 28.16-19</p> <p>IAS 28.27</p> <p>IAS 28.36A</p>

BC16 いくつかの適用上の疑問点は、識別された原則に直接関連するものではない。IASB は、それらの適用上の疑問点に対する回答案の開発を、可能な場合には原則を類推適用し、会計方針の策定についての IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」における要求事項を考慮することによって行うことを決定した。これには次のものが含まれる。

- (a) 類似した関連する論点を扱っている IFRS 会計基準書の要求事項
- (b) 「概念フレームワーク」における資産、負債、収益及び費用についての定義、認識基準及び測定概念

適用上の疑問点への回答—IAS 第 28 号の修正案

重要な影響力の獲得時の投資者の所有持分の変動

BC17 IAS 第 28 号の第 32 項は、関連会社に対する重要な影響力の獲得時に、投資原価と関連会社の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する投資者の持分との差額をのれん（又は割安購入益）として会計処理することを投資者に要求している。しかし、IAS 第 28 号は、重要な影響力の獲得時における投資原価の測定方法を定めておらず、実務の不統一が生じている。適用上の疑問点には次のものが含まれる。

- (a) 投資者は関連会社に対する投資の帳簿価額の当初測定をどのように行うか

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x 年改訂）

- (b) 企業に対する持分を従来保有していた投資者が、追加の持分を取得して重要な影響力を獲得する場合、関連会社に対する投資の当初測定に含めるのは、従来保有していた持分の当初の購入原価なのか、又は IFRS 第 9 号を適用した当該持分の帳簿価額なのか

BC18 IASB は、重要な影響力の獲得時に関連会社の原価を移転した対価の公正価値（従来保有していた所有持分の公正価値を含む）で測定することを要求することを決定した。この決定に至るにあたり、IASB は次のように考えた。

- (a) 重要な影響力の獲得は、投資者と投資先との間の関係及び投資者が用いる会計処理方法を変化させる。実質上、投資者は従来保有していた金融資産を関連会社に対する投資と交換している。したがって、重要な影響力の獲得日に放棄した金融資産の公正価値は、関連会社に対する投資について移転した対価の一部を表す。
- (b) 投資原価を公正価値で測定することは、関連会社の識別可能な資産及び負債を重要な影響力の獲得時の公正価値で測定するという原則 D（表 2 参照）に合致する。
- (c) 従来保有していた持分を公正価値で測定することは、企業が適用するためのコストが過大にはならない。重要な影響力を獲得する前は、従来保有されていた持分は IFRS 第 9 号に従って公正価値で測定されていたであろうからである。

BC19 IASB は、割安購入益を関連会社の純損益に対する投資者の持分の算定に含めるという IAS 第 28 号の第 32 項における表示の要求を削除することも決定した。IASB は次のように考えた。

- (a) IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」は、投資者の純損益計算書における収益及び費用の表示に関する要求事項（科目を表示する際の収益及び費用の集約及び分解に関する要求事項を含む）を定めている。
- (b) 割安購入益の表示に関する要求を維持することは、IASB が持分法を適用する際に認識した他の種類の収益及び費用の表示に関する要求事項も開発すべきであるという示唆となる可能性がある。IASB の見解は、IFRS 第 18 号の要求事項を踏まえると、そのような要求事項は不要であるというものである。

重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動

BC20 関連会社に対する投資の当初認識後、重要な影響力を保持している間に、関連会社に対する投資者の所有持分が変動する可能性がある。そのような変動に関する適用上の疑問点には、次のことが含まれる。

- (a) 投資者は、重要な影響力を保持している間に関連会社に対する追加の所有持分を購入する際に、持分法をどのように適用するか（BC21 項から BC27 項）
- (b) 投資者は、重要な影響力を保持している間に関連会社に対する所有持分を処分する際に、持分法をどのように適用するか（BC28 項から BC35 項）

- (c) 投資者は、重要な影響力を保持している間に投資者の所有持分を変動させる関連会社の純資産のその他の変動に対する持分を認識するかどうか、及び、認識する場合、結果として生じる利得又は損失はどのように表示されるか（例えば、投資者は重要な影響力を保持している間に関連会社の株式の発行をどのように会計処理するか）（BC36項からBC46項）

追加の所有持分の購入

- BC21 IAS 第 28 号は、投資者が重要な影響力を保持している間に関連会社に対する追加持分の購入をどのように会計処理することを要求されるのかを定めていない。実務において、投資者が関連会社の識別可能な資産及び負債に対する追加持分をどのように測定するか、及び投資者が追加持分の原価と関連会社の識別可能な資産及び負債に対する追加持分との差額をどのように認識するかについてのアプローチはさまざまである。
- BC22 IASB は、投資者に対して購入日に次のことを要求する提案をすることを決定した。
- (a) その追加の所有持分を認識し、移転した対価の公正価値で測定する。
- (b) その追加の所有持分の帳簿価額に、関連会社の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する投資者の持分を含める。
- (c) (a)と(b)の差額を、投資の帳簿価額の一部として含まれるのれん又は純損益に含まれる割安購入益のいずれかとして会計処理する²。
- BC23 BC22 項(a)における決定に至るにあたり、IASB は、投資者が関連会社に対する追加持分を購入する際に従来保有していた持分の帳簿価額を再測定することを要求すべきかどうかを検討した。IASB は、投資者が重要な影響力の獲得後に関連会社に対する追加持分を購入額の累計として測定する結果となり、したがって投資者は関連会社に対して従来保有していた持分の帳簿価額を再測定しないこととなるアプローチを使用することを決定した。次の理由からである。
- (a) この状況では、追加持分の購入は投資者と投資先との関係、又は投資者が適用する会計処理方法を変化させない。したがって、重要な影響力の獲得時における従来保有していた持分の再測定に関するIASBの決定の論拠（BC17項からBC18項参照）は、追加持分の購入には適用されない。
- (b) 提案しているアプローチは、IFRS 第 11 号における要求事項と整合する。共同支配事業者が共同支配を保持している間に共同支配事業に対する追加持分を購入する場合、共同支配事業に対して従来保有していた持分は再測定されない。
- (c) 投資者が追加持分を購入した際に従来保有していた持分を再測定した場合、投資者が関連会社に対する投資を断続的に（すなわち、関連会社に対する追加持分を購入した時にのみ）公正価値で測定する結果となり、これは特に純損益計算書において

² 関連会社に対する追加の所有持分の購入時の条件付対価及び繰延税金に関する追加的な論点については、BC89項からBC93項及びBC85項からBC88項参照。

て、利用者に有用な情報を提供する可能性が低い。

BC24 BC22 項(b)における決定に至るにあたり、IASB は、関連会社の識別可能な資産及び負債に対する投資者の追加的な持分を追加持分の購入日現在の公正価値で測定することで、次のようになると考えた。

(a) 原則 D（表 2 参照）と整合し、関連会社の識別可能な資産及び負債に対する投資者の追加的な持分に関する関連性のある情報を提供する。また、IFRS 第 3 号を開発した際の、被取得企業の識別可能な資産及び負債を公正価値で測定することで関連性のある情報が提供されるという IASB の見解と整合する。

(b) 活動が事業を構成する共同支配事業に対する持分を取得する際に企業が適用する IFRS 第 11 号の要求事項と整合する。IFRS 第 11 号は、IFRS 第 3 号における企業結合の会計処理に関する原則のうち IFRS 第 11 号のガイダンスと矛盾しないすべての原則（識別可能な資産及び負債を公正価値で測定することを含む）を適用することを企業に要求している。

(c) 投資に含まれている追加的なのれんを忠実に表現する。追加的なのれんが、重要な影響力の獲得時に投資に含められた当初ののれんと同じ方法で測定されることとなるからである。

BC25 BC22 項(c)における決定に至るにあたり、IASB は投資者に次のいずれを要求すべきかを検討した。

(a) 割安購入益を、過去に投資者が重要な影響力を獲得した際に投資の帳簿価額に含めたのれんと相殺する。

(b) 割安購入益を純損益に認識する。

BC26 IASB は、投資者が当該利得を純損益に認識するよう要求することを決定した。IASB は、関連会社に対する追加持分の購入の会計処理に対するアプローチが、関連会社に対する投資者の持分を購入の累計額として測定する結果となることに留意した（BC23 項参照）。その追加持分の購入は、従来保有していた持分の再測定を生じさせない。したがって、要求案では、当初の持分の購入と追加持分のそれぞれとを別々に測定することとなる。このアプローチを前提とすると、追加持分の購入による利得を過去に当初持分の購入時の投資の帳簿価額に含めたのれんと相殺することは適切ではない。

BC27 また、IASB は割安購入益は減損の兆候である可能性があるかと判断し、この事項を減損について関連する適用上の疑問点の一部としてさらに検討した（BC94 項から BC106 項参照）。

所有持分の処分

BC28 IAS 第 28 号は、投資者が重要な影響力を保持している間の関連会社に対する投資の一部の処分（部分的な処分）を投資者がどのように会計処理するのかに関する要求事項を含んでおらず、実務の不統一が生じている。

- BC29 IASB は投資者に当該処分の日において次のことを要求するよう提案することを決定した。
- (a) 関連会社に対する投資のうち処分した部分の認識の中止を行う。
 - (b) 投資のうち処分した部分を、投資の帳簿価額の一定割合として測定する（その割合は、処分した所有持分を所有持分の合計で除した商として計算される）。
 - (c) 受取対価と処分した部分との差額を利得又は損失として純損益に認識する。
- BC30 BC29 項における決定に至るにあたり、IASB は、投資者が重要な影響力を保持している間に追加の所有持分を購入する場合についての提案しているアプローチを検討した。IASB の提案しているアプローチは、投資者が追加持分を購入額の累計として測定する結果となる（BC23 項参照）。IASB は、当該アプローチが投資の事後測定及び認識の中止に対する影響を有するかどうか、すなわち、投資を次のいずれとして見るべきかを検討した。
- (a) 単一の会計処理単位—この見解を適用する場合、投資は関連会社に対する単一の投資として事後測定される。
 - (b) 複数の構成部分で構成—この見解を適用する場合、投資は複数の個別の層で構成され（重要な影響力の獲得時の当初の層と重要な影響力の獲得後に購入した追加持分のそれぞれについての追加的な層）、それぞれを別個に測定することになる。
- BC31 BC30 項に記述した 2 つの見解の間の相違には、減損損失の測定及び部分的な処分において投資の認識の中止を行った部分の測定が含まれる。投資を単一の会計処理単位と見る場合には、投資者は次のようにすることとなる。
- (a) 投資の帳簿価額全体について減損テストを行う。これは IAS 第 28 号の第 42 項の要求事項と整合する。
 - (b) 部分的な処分において投資の認識の中止を行った部分を投資の帳簿価額の一定割合として測定する。
- BC32 しかし、投資が複数の層で構成されるものと見る場合には、投資者は投資のそれぞれの層について減損テストを個別に行うこととなり、減損損失が一部の層について認識されるが他の層については認識されないという結果となる可能性がある。この結果が生じる可能性があるのは、次の理由からである。
- (a) それぞれの層の回収可能価額は投資の回収可能価額の合計に比例する（関連会社に対して保有しているすべての金融商品が同じ経済的権利を有する場合）が、
 - (b) それぞれの層の帳簿価額は投資の帳簿価額の合計に比例しない。
- BC33 また、投資を複数の層で構成されるものと見る場合、投資者は部分的な処分において投資のどの層の認識の中止を行うのかを決定することが必要となる。考え得るアプローチとして次のものがある。

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x 年改訂）

- (a) どの特定の層が処分されたのかを投資者が決定できる場合には、個別特定
- (b) 先入先出法（FIFO）、後入先出法（LIFO）、加重平均法などの原価算定式の使用

BC34 IASB は、投資を単一の会計処理単位と見る方が、IAS 第 28 号の基礎となっている原則、特に原則 B 及び E（表 2 参照）との整合性が高いことに留意した。それらの原則を適用して、投資者は関連会社の純資産の変動に対する持分に基づく金額を認識するが、これは投資を単一の単位として測定すべきでありそれぞれの層について別個に測定すべきではないことを示唆する。

BC35 また、IASB は、投資を複数の層で構成されるものではなく単一の会計処理単位と見ることで、次のようになると考えた。

- (a) 同じ経済的権利を有する金融商品で構成されている投資のより忠実な表現を提供する。各金融商品が代替可能であるからである。
- (b) 関連会社に対する投資が通常は単一の資産として管理されることを反映する。
- (c) 理解可能性がより高い（例えば、部分的な処分において認識の中止を行った金額の測定が理解しやすくなる）。
- (d) 複雑性が低く、したがって、企業が適用するためのコストが低い。

投資者の所有持分のその他の変動

BC36 IAS 第 28 号の第 10 項は、持分法を適用する際に、関連会社に対する投資の帳簿価額を次のものを認識するために増額又は減額することを要求している。

- (a) 関連会社の純損益及びその他の包括利益に対する投資者の持分
- (b) 関連会社から受け取った分配

BC37 IAS 第 28 号は、関連会社が次のことを行う取引から生じた所有持分のその他の変動を投資者が認識することを要求されるかどうか又はどのように認識することを要求されるのかを定めていない。

- (a) 株式の発行又は償還（BC39 項から BC44 項）
- (b) 持分決済型の株式に基づく報酬の付与又は株式ワラントの発行（BC45 項から BC46 項）

BC38 実務において適用されているアプローチはさまざまである。例えば、一部の投資者は、関連会社が他者に株式を発行することから生じた所有持分の希薄化を認識するが、認識しない投資者もいる。希薄化を認識する投資者は、それにより生じる希薄化の利得又は損失をさまざまな方法で表示する。

関連会社による株式の発行又は償還

BC39 関連会社の純資産は、株式の発行又は償還によって増減する可能性がある。すべての既

存の株主が既存の所有持分に比例した株式の発行又は償還に参加する場合には、投資者の所有持分は（したがって、関連会社の純資産に対する持分も）変動しない。

- BC40 しかし、関連会社による株式の発行又は償還が、投資者の所有持分を（したがって、関連会社の純資産に対する投資者の持分も）変動させる場合がある。そのような取引には、次のものが含まれる。
- (a) 投資者が関連会社と対価を交換する取引。例えば、投資者が関連会社の新規発行株式を引き受ける唯一の株主である可能性がある。
 - (b) 投資者が関連会社と対価を交換しない取引。例えば、他の当事者が関連会社が発行した新株を引き受けるが、投資者は引き受けない場合、投資者の所有持分は希薄化し、関連会社の純資産に対する持分が減少する。
- BC41 BC40 項に記述した取引について、IASB は、重要な影響力を保持する投資者に対して次のことを要求する提案をすることを決定した。
- (a) 所有持分の増加を、追加の所有持分を購入するかのようにして認識する（BC21 項から BC27 項参照）。
 - (b) 所有持分の減少を、所有持分を処分するかのようにして認識する（BC28 項から BC35 項参照）。
- BC42 この決定に至るにあたり、IASB は、投資者がそうした取引において関連会社と対価を交換するかどうかに関係なく、投資者は当該取引が関連会社に対する投資に与える影響を反映すべきであると考えた。BC40 項(b)で例示したように、投資者が関連会社の株式の発行又は償還の影響を受けるためには、投資者の所有持分（したがって、関連会社の純資産に対する持分）に係る取引の当事者である必要はない。「概念フレームワーク」の 1.12 項は、一般目的財務諸表は報告企業の経済的資源及び請求権を変化させる取引及びその他の事象の影響に関する情報を提供すると説明している。投資者の所有持分の希薄化は投資者の経済的資源を変化させる事象である。投資者は投資先の純資産のより大きなプールに対して持分が小さくなるからである。そうした変動は、例えば、関連会社から受け取った分配による投資者のキャッシュ・インフローに影響を与える可能性がある。
- BC43 IASB は、提案しているアプローチは IAS 第 28 号の第 3 項における持分法の定義と整合することにも留意した。同項は、投資は投資先の純資産に対する投資者の持分の取得後の変動に応じて修正すると述べている。したがって、IAS 第 28 号の第 10 項の要求事項を持分法の定義と合わせることで、IAS 第 28 号の中での認知されている内部的な不整合が解消される。
- BC44 また、IASB は、希薄化の利得又は損失を純損益又はその他の包括利益のいずれに表示することを投資者に要求すべきかどうかも検討した。当該利得又は損失は投資者の資産（関連会社に対する投資）における変動から生じるものであり、したがって収益又は費用の項目である。原則として、すべての収益及び費用が純損益計算書に含められる。

IASB は、希薄化の利得又は損失を純損益ではなくその他の包括利益に表示することを投資者に要求する何らの理由も識別しなかった。また、当該利得又は損失をその他の包括利益に表示することを投資者に要求することは、投資者が当該利得又は損失を純損益に振り替えるべきかどうか及びいつ振り替えるべきかに関する追加の疑問を生じさせることになる。さらに、当該利得又は損失を純損益に表示することを投資者に要求することは、関連会社に対する持分の処分から生じたその他の利得又は損失についての IASB の提案しているアプローチと整合する。

持分決済型の株式に基づく報酬及び株式ワラント

- BC45 関連会社が従業員にストック・オプションを付与する持分決済型の株式に基づく報酬契約において、その付与は通常は権利確定条件（従業員が所定の勤務期間を完了することなど）に従う。IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」を適用して、関連会社は受け取る従業員勤務を権利確定期間にわたって認識し、対応する増加を資本に認識する。その後、従業員がオプションを行使した場合には、関連会社は受け取った収入（従業員の行使価格の支払による）及び株式の発行を認識する。当該株式発行は関連会社に対する投資者の所有持分を希薄化する。部分的な処分における投資者の所有持分の希薄化の認識について IASB の要求事項案（BC39 項から BC44 項参照）は、これらの取引の会計処理のすべての側面（投資者は当該希薄化（又は潜在的な希薄化）をいつ認識すべきか（権利確定期間にわたってか行使日にか）など）を扱っているわけではない。同様の疑問点は、関連会社が他の当事者に株式ワラントを発行する場合に生じる。
- BC46 利害関係者のフィードバックは、実務において、企業が潜在的に希薄化性のある金融商品を発行する多くの種類の取引がある（特に、従業員の株式に基づく報酬契約において）ことを示した。したがって、IASB は、持分法を適用する際にそうした取引を扱うための要求事項を開発することは、時間を要したであろうし、プロジェクトをかなり遅延させる可能性が高いと考えた。利害関係者のフィードバックは、そうした取引は通常、投資者に対して一般性があるか又は重大な影響を有していないことも示唆した。したがって、IASB の見解では、持分法を適用する際にこれらの取引を扱うための要求事項を開発するコストが便益を上回る可能性が高いので、それらを扱わなかった。

損失の認識

- BC47 IAS 第 28 号の第 38 項は、損失に対する投資者の持分が関連会社に対する持分と等しいか又は超過する場合に、投資者がそれ以上の損失に対する持分の認識を中止することを要求している。IAS 第 28 号の第 39 項は、投資者の持分の帳簿価額をゼロまで減額した後、追加の損失の計上及び負債の認識を投資者が法的義務若しくは推定的義務が生じている範囲又は関連会社に代わって支払う金額の範囲でのみ行うことを要求している。関連会社がその後に純利益を報告する場合、投資者は、純利益に対する持分が認識されていない損失に対する持分と等しくなった後にはじめて、その純利益に対する持分の認識を再開する。
- BC48 関連会社に対する持分をゼロまで減額した投資者に関する適用上の疑問点には、次のも

のが含まれる。

(a) 投資者が関連会社に対する追加持分を購入する場合に、投資者は未認識の損失を「キャッチアップ」することが要求されるか (BC50 項から BC55 項)

(b) 投資者は包括利益の内訳項目のそれぞれを区分して認識するかどうか (BC56 項から BC62 項)

BC49 本プロジェクトの範囲における損失の認識に関する適用上の疑問点 (表 1 参照) には、第 3 の適用上の疑問点も含まれる。関連会社に対する持分をゼロまで減額した投資者はダウストリーム取引から生じた利得に対する持分を引き続き消去することを要求されるかどうかに関するものである。しかし、そうした利得の全額を投資者が認識するという IASB の要求案 (BC63 項から BC84 項参照) はこの適用上の疑問点を解決するであろう。

認識されていない損失及び追加の持分の購入

BC50 IAS 第 28 号は、関連会社に対する投資をゼロまで減額した投資者が、追加の所有持分の購入日に、認識していない過去の損失に対する持分を追加持分の原価からの減額として認識すべきかどうかを定めていない。この適用上の疑問点は原則 F「投資者の最大エクスポージャーは関連会社に対する持分の総額である」(表 2 参照)に関連しているが、当該原則の適用はそれ自体では適用上の疑問点に回答するために十分ではない。

BC51 IASB は、BC50 項に記述した状況において、投資者は認識していない損失に対する持分を追加の所有持分の原価から減額しないことを提案することを決定した。IASB は、投資者は IAS 第 28 号の第 39 項を適用して、関連会社のその後の純利益に対する持分を当該純利益に対する持分 (追加持分に帰属する持分を含む) が認識していない損失に対する持分を超過する場合にのみ認識することに留意した。

BC52 この決定に至るにあたり、IASB は、BC51 項に記述したアプローチは追加の所有持分の購入に対する提案しているアプローチと整合すると考えた。その提案しているアプローチは、投資者が重要な影響力の獲得後に関連会社に対する追加持分の購入を購入額の累計として測定する結果となる (BC23 項参照)。したがって、投資者は追加持分を認識する際に関連会社に対して従来保有していた持分を再測定しない。IASB の見解では、従来保有していた持分に関して認識していない損失を追加持分の原価から減額することを投資者に要求することは、追加持分の購入に対する提案しているアプローチと不整合となる。

BC53 また、IASB の見解では、BC51 項に記述したアプローチは追加持分の購入を忠実に表現することとなる。認識していない損失に対する投資者の持分を追加的な投資の原価から減額することは、投資が減損していることを示唆している可能性がある。しかし、IASB は、未認識の損失の存在は必ずしも投資が減損していることを意味しないことに留意した。投資者は、関連会社の財務業績が将来において改善することを期待して関連会社にさらに投資する可能性がある。例えば、スタートアップ企業は、当初に損失が生

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x 年改訂）

じて、その後に投資者が投資を回収して正のリターンを稼得するのに十分な利益を生み出す場合がある。したがって、追加持分の購入日における投資の回収可能価額は、その追加持分の原価を超過する可能性がある。

BC54 IASB は、減損が存在する場合に、投資者は減損時に IAS 第 28 号及び IAS 第 36 号「資産の減損」の要求事項を適用することを要求されることにも留意した。関連会社に対する追加持分の購入の認識の直後に減損損失を認識することは、投資者の財務諸表の利用者に関連性のある情報を提供する。当該情報には、例えば、関連会社に追加の資金を投資することについての投資者の論拠の説明が含まれる場合がある。

BC55 さらに、IASB は、投資者が損失を計上している関連会社に追加の資金を提供することによって、当該関連会社に対する追加持分を購入した取引が、投資者が当該損失を負担する推定的義務を有していることを示唆する可能性があるかどうかを検討した。しかし、そうした義務が存在するかどうかは状況に依存する。投資者が関連会社の損失を負担する義務が生じていると判断した場合には、IAS 第 28 号の第 39 項によって当該損失に係る負債を認識することを要求される。

包括利益の各内訳項目の認識

BC56 IFRS 第 18 号（及びその前身である IAS 第 1 号「財務諸表の表示」）は、投資者が次のように表示することを要求している。

(a) 持分法を用いて会計処理される関連会社の純損益に対する持分を純損益計算書に表示する。

(b) 持分法を用いて会計処理される関連会社のその他の包括利益に対する持分をその他の包括利益に表示する。

BC57 関連会社が、純損益計算書において純損失を報告しその他の包括利益において純損失を報告する場合がある。当該損失に対する投資者の持分が、合計で、投資の帳簿価額を超過する場合には、純損益及びその他の包括利益において認識すべき損失の金額に関して適用上の疑問点が生じる。さまざまなアプローチが実務で適用されている。例えば、投資者は純損益及びその他の包括利益における関連会社の合計損失に対する持分を比例的に認識する場合もあれば、まず関連会社の損失に対する持分の全額を純損益に認識し、それから関連会社の合計損失に対する持分の残額をその他の包括利益に認識する場合もある。

BC58 もう 1 つの適用上の疑問点が、投資者が投資の帳簿価額をゼロまで減額し、その後関連会社が純損益計算書においては純損失を、その他の包括利益においては純利益を報告する場合（又はその逆）に生じる。この状況において、投資者は関連会社の純損失（又は純利益）及びその他の包括利益に対する持分について何らかの金額を認識すべきかどうかについて適用上の疑問点が生じる。

BC59 IASB はまず、関連会社に対する投資がゼロまで減額された場合に投資者が関連会社の損失に対する持分の認識を中止するという IAS 第 28 号の第 38 項の要求の明確化を提

案することを決定した。IASBは、IAS第28号の第38項の要求は関連会社のその他の包括利益に報告された損失に対する投資者の持分に適用されるのかが不明確な場合があることに留意した。したがって、IASBは、投資者が関連会社の包括利益の合計に対する持分（したがって、関連会社のその他の包括利益において報告された損失を含む）を関連会社に対する投資者の投資がゼロに減額されるまで認識することを要求するよう提案することを決定した。

BC60 IASBは、投資者が関連会社の純損益に対する持分と関連会社のその他の包括利益に対する持分とを区分して認識することを要求するよう提案することも決定した。さらに、

- (a) 純損益に対する投資者の持分とその他の包括利益に対する投資者の持分が、両方とも損失で、総額で関連会社に対する純投資と同額又は超過している場合、投資者はまず純損益に対する持分を認識し、それからその他の包括利益に対する持分を認識する。
- (b) 投資者が投資をゼロまで減額した後に、投資者は純損益に対する持分とその他の包括利益に対する持分を引き続き区分して認識する。例えば、純損益に対する投資者の持分がCU250の損失で、その他の包括利益に対する持分がCU100の利益である場合、投資者はCU100の損失を純損益に認識し、CU100の利益をその他の包括利益に認識する。投資者の投資の帳簿価額はゼロのままとなる。

BC61 BC60項で議論した決定に至るにあたり、IASBは提案しているアプローチは以下と整合すると考えた。

- (a) 原則E及びF（表2参照）—合わせて考えると、これらの原則は、投資者が関連会社の純資産の変動に対する持分を認識することを示唆する。ただし、関連会社に対する投資者の投資を超過する損失を認識する結果となる場合は除く。
- (b) 投資者が関連会社の純損益に対する持分を関連会社のその他の包括利益に対する持分と区分して認識するというIFRS第18号（及びIAS第1号）の要求事項
- (c) 「概念フレームワーク」（純損益計算書は、企業の財務業績に関する情報の主要な源泉であると述べている）。その概念は、投資者は純損益計算書で報告する金額の認識をその他の包括利益で報告する金額よりも優先すべきであることを示唆している。提案しているアプローチでは、投資者が純損益計算書に関連会社の純損益に対する持分の一部又は全部を認識できるようになる。

BC62 IASBは、その他の関連する適用上の疑問点（投資者が関連会社の純利益に対する持分の認識を再開する場合の純利益の純損益とその他の包括利益への認識の順序など）についての回答案を開発しないことを決定した。それらの疑問点は、実務では一般的には生じないので、本プロジェクトのために選択された適用上の疑問点のリストにはなかった（BC10項からBC14項参照）。

関連会社との取引

- BC63 IAS 第 28 号の第 28 項は、投資者が関連会社との取引から生じた利得又は損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識することを要求している³。当該要求は、ダウストリーム取引（投資者から関連会社への資産の売却又は拋出など）とアップストリーム取引（関連会社から投資者への資産の売却など）の両方に適用される。当該要求に関して、表 1 に記述したように、さまざまな適用上の疑問点が生じている。
- BC64 IASB はまず、投資者は関連会社への子会社の売却から生じた利得又は損失を IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号を適用してどのように認識するのかに関する適用上の疑問点を検討し、その疑問点に回答するために関連会社との取引に関する改訂した要求事項を提案することを決定した。それらの要求事項案は、最終確定された場合、関連会社との取引に関して表 1 に記述された他の適用上の疑問点を解決するであろう。
- BC65 BC64 項に記述された適用上の疑問点は、IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号の要求事項の間の不整合に関するものである。
- (a) IFRS 第 10 号の第 25 項及び B97 項から B99 項は、投資者が子会社に対する支配の喪失時の利得又は損失を、残存持分を公正価値で再測定して、全額を認識することを要求している。これに対し、
- (b) IAS 第 28 号の第 28 項は、投資者が認識する利得又は損失を、当該取引から生じる利得又は損失に対する投資者の持分を消去することによって、関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲に制限することを要求している。
- BC66 IASB は、IFRS 第 10 号の要求は投資者が子会社に対する支配を喪失する取引に具体的に関連するものであるのに対し、IAS 第 28 号の要求は投資者と関連会社との間のすべての取引に関するものであることに留意した。したがって、IASB は IFRS 第 10 号と IAS 第 28 号の要求事項の間の不整合を解決する方法を検討した際に、IAS 第 28 号の要求のより幅広い適用を考慮に入れた。IASB は投資者に次のことを要求する提案をすることを決定した。
- (a) 関連会社とのすべてのアップストリーム及びダウストリームの取引から生じた利得及び損失の全額を認識する（BC67 項から BC84 項）。
- (b) 投資者が関連会社とのダウストリーム取引から認識した利得又は損失に関する情報を開示する（BC142 項から BC146 項）。
- BC67 この決定に至るにあたり、IASB はさまざまなアプローチを検討した。検討した 2 つの主要なアプローチは次のものであった。
- (a) 代替案 1—IFRS 第 10 号で用いているアプローチをすべての取引に適用する。その

³ BC63 項は、現時点で効力のある IAS 第 28 号の第 28 項における要求を記述している。IASB は当該要求を 2014 年に「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拋出」（IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正）を公表した際に修正したが、当該修正の発効日は無期限に延期されている。

結果、投資者は関連会社とのすべての取引に係る利得及び損失の全額を認識する。

- (b) 代替案 2—まず IFRS 第 10 号で用いているアプローチを子会社に対する支配の喪失を伴う取引に適用し、それからこれを IAS 第 28 号で用いているアプローチで上書きして、認識する利得又は損失を関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲に制限する。その結果、投資者は関連会社とのすべての取引について部分的な利得又は損失のみを認識する。

BC68 IASB は他の 2 つのアプローチも検討した。

- (a) 代替案 3—IAS 第 28 号（部分的な利得又は損失）又は IFRS 第 10 号（利得又は損失の全額）で用いているアプローチを、取引が企業の通常の活動のアウトプットの移転を伴ったかどうかに応じて適用する。このアプローチは、取引が IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれるかどうかを検討することを企業に要求することになる。
- (b) 代替案 4—IFRS 第 10 号（利得又は損失の全額）又は IAS 第 28 号（部分的な利得又は損失）で用いているアプローチを、取引が事業の移転を伴ったかどうかに応じて適用する。このアプローチは、IASB が 2014 年に公表しその後無期限に延期した「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拋出」における要求事項に基づいている。

BC69 4 つの代替案に対する利害関係者からのフィードバックを受けて、IASB は代替案 1 と 2 に焦点を当てた。フィードバックでは、代替案 3 と 4 は不必要な複雑性を持ち込むことになると指摘された。ある取引にどの要求事項を適用すべきかを決定するために判断が必要となるためである。また、利害関係者は、代替案 3 と 4 において取引の種類を区別する概念上の論拠（そのようにすることが、IFRS 第 15 号（代替案 3 について）及び IFRS 第 10 号（代替案 4 に関して）の開発時の IASB の思考と整合するかどうかを含む）に関しても懸念を示した。

BC70 IASB は、以下を考慮した後に、代替案 2 ではなく代替案 1 に基づく要求事項を提案することを決定した。

- (a) 利用者の情報ニーズ（BC72 項から BC74 項）
- (b) 作成者にとってのコスト（BC75 項）
- (c) 利得又は損失の投資者の部分を消去することの目的（BC76 項から BC80 項）
- (d) 類似した事項を扱っている他の IFRS 会計基準書における要求事項（BC81 項から BC83 項）

BC71 したがって、IASB は、「投資者とその関連会社又は共同支配企業間の資産の売却又は拋出」で導入された要求事項を削除する IFRS 第 10 号の修正を提案することも決定した。

利用者の情報ニーズ

BC72 代替案 1（利得又は損失の全額）と代替案 2（部分的な利得又は損失）に関する利用者との利害関係者アウトリーチは、持分法で会計処理される関連会社に対する投資を有する投資者の財務諸表を評価する際に、利用者のアプローチは、利用者が投資者の稼得利益に対する関連会社の寄与の大きさをどのように評価するのかに応じてさまざまであることを示唆した。

(a) 利用者が関連会社の寄与が大きいと評価する場合、利用者は一般的に関連会社を別個に評価する。評価は関連会社の財務諸表（利用可能な場合）を基礎とすることとなり、投資者と関連会社との間の取引についての利得又は損失を制限しない。

(b) 利用者が関連会社の寄与は大きくないと評価する場合、利用者は投資者の財務諸表において報告される関連会社の稼得利益に関する情報に依拠することが多い。これらの稼得利益は、該当する場合、投資者と関連会社との間の取引についての利得又は損失を制限することとなる。

BC73 全体として、大半の利用者は代替案 1 を支持し、利用者に最も有用な情報を提供するであろうと述べた。例えば、特に関連会社の財務諸表が利用可能でなく利用者が投資者の財務諸表において報告される関連会社の稼得利益に関する情報に依拠する場合に、将来キャッシュ・フローを見積り、関連会社の業績を分析するのに役立つ。

BC74 利用者は、投資者が利得又は損失の全額を認識するのか部分的な利得又は損失を認識するのかに関係なく、これらの利得又は損失に関する拡充された開示も支持した（BC142 項から BC146 項参照）。

財務諸表の作成者にとってのコスト

BC75 代替案 1 と代替案 2 の導入及び適用のコストに関する利害関係者アウトリーチは、次のことを示唆した。

(a) 一部の導入コストは、IASB が代替案 1 に基づく要求事項を開発するとした場合に生じる。一部の種類の取引についての現在の実務の変更（特に子会社に所在していない資産の売却又は拠出を伴う取引について）を要求するからである。

(b) 導入された後には、代替案 1 は代替案 2 よりも単純となり、したがって、適用のコストが低いであろう。例えば、代替案 1 を適用すると、関連会社に対する投資を有する企業は次のことをもはや要求されなくなる。

(i) 消去仕訳のために必要となる情報を収集すること（これにより、アップストリーム取引を会計処理する際に生じる場合のある情報へのアクセスの困難を解消することにもなる）

(ii) 取引が事業の移転を伴う場合に制限された利得又は損失を配分する際に判断を行使すること

- (iii) 投資者の財務諸表にいつ認識すべきかを決定するために、将来の期間において制限された利得又は損失を追跡すること（例えば、棚卸資産項目の第三者への売却時又は有形固定資産項目の耐用年数にわたって）

投資者の利得又は損失の一部分の消去の目的

- BC76 IASBは、代替案1と代替案2との間の主要な相違は、IAS第28号とは違って、代替案1は関連会社との取引において投資者が利得又は損失の一部分を消去することを要求していないことであることに留意した。したがって、IASBはIAS第28号における消去の要求の目的を検討した。
- BC77 企業集団の中で、親会社は子会社を（したがって、その資産及び負債も）支配している。IFRS第10号に従って、親会社は子会社との取引に係る利得又は損失を認識することができない。連結財務諸表は親会社と子会社を単一の経済的実体として報告するからである。このため、連結財務諸表において、子会社は報告企業の境界線内にある。したがって、そうした利得又は損失は連結財務諸表において消去される。
- BC78 関連会社との取引において投資者の利得又は損失の一部分を消去するというIAS第28号の第28項における要求は、持分法を適用するにあたり、報告企業の境界線が関連会社（又は関連会社に対する投資者の持分）を含むように拡大されていることを含意するものと見ることができる。この見解は、報告企業の境界線及び消去の要求の目的に関連性があるIAS第28号の基礎となっているものとして識別された原則（表2参照）のうちの2つと整合している。
- (a) 原則 B—持分法の適用は、関連会社又は共同支配企業の純資産の変動に対する投資者の持分を投資者の財政状態計算書に含める。
- (b) 原則 C—関連会社又は共同支配企業の純資産に対する投資者の持分は、報告企業の一部である。
- BC79 これと対照的に、「概念フレームワーク」と他のIFRS会計基準書の両方においては、関連会社は企業集団の定義に含まれていない。例えば、「概念フレームワーク」は、他の企業に対する支配は、連結財務諸表を作成する際の報告企業の境界線を決定すると説明している。
- BC80 IASBは、IAS第28号が関連会社との取引に係る利得又は損失に対する投資者の持分を消去するよう要求している理由が不明確であることに着目した。また、IAS第28号の第26項は、持分法の適用の際に適切な手続の多くは、IFRS第10号に記述されている連結手続と同様であると述べているが、それは持分法の手続のすべてを連結手続と一致させる必要があるという意味ではない。

IFRS会計基準におけるその他の要求事項

- BC81 投資者が子会社に対する支配を喪失する場合、IFRS第10号は、企業集団が子会社の資産及び負債の認識の中止を行い、旧子会社に対して保持している投資を公正価値で測定

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(202x 年改訂)

することを要求している。したがって、企業集団は、子会社に対する支配の喪失に係る利得又は損失の全額を認識する。それらの要求事項を開発した際に、IASB は次のように結論を下した。

- (a) 子会社に対する支配の喪失は、企業集団の観点からは、子会社の個々の資産及び負債に対する支配の喪失であり、したがって、当該資産及び負債は認識の中止を行うべきである。
- (b) 残存持分は公正価値で測定すべきである。子会社に対する支配の喪失は重大な経済事象である（すなわち、親会社と子会社の関係が存在しなくなり、旧親会社と旧子会社の関係とは大きく異なる投資者と投資先の関係が開始する）からである。

BC82 企業が有形固定資産項目を処分する場合、IAS 第 16 号「有形固定資産」は企業が当該資産の認識の中止を行うことを要求している。企業は当該資産の処分に係る利得又は損失の全額を認識する。

BC83 したがって、企業が子会社に対する支配を喪失するか又は非貨幣性資産に対する支配を喪失するかどうかに関係なく、他の IFRS 会計基準書は、結果として生じる利得又は損失の全額を認識することを企業に要求している。IASB は、関連会社への資産の売却又は拋出に係る利得又は損失の全額を認識することを投資者に要求すること（代替案 1）は、BC81 項から BC82 項で議論した要求事項と整合することに留意した。例えば、投資者が有形固定資産項目を関連会社に対する追加持分と交換に関連会社に拋出した場合、当該交換は重大な経済事象となる。企業は当該有形固定資産項目をもちや支配していないこととなり、投資者が支配していた資産の性質が変化することになる。

代替案 1 及び 2 についての IASB の決定

BC84 BC72 項から BC83 項で要約した事項を考慮した後に、IASB は、関連会社とのすべての取引から生じる利得又は損失の全額を認識するよう投資者に要求することを提案することを決定した。これは IAS 第 28 号の第 28 項における要求を変更することになる。この提案は代替案 1 に基づいている。すなわち、IFRS 第 10 号で用いているアプローチを関連会社とのすべての取引に適用する。したがって、IASB は、IAS 第 28 号の第 29 項における要求事項を削除することを提案している。

繰延税金

BC85 IAS 第 28 号の第 32 項は、投資先が関連会社となる日から投資について持分法を用いて会計処理することを要求している。投資の当初認識時に、投資者は関連会社の識別可能な資産及び負債の正味の公正価値に対する持分を算定する。これには関連会社の財務諸表で報告された資産及び負債の帳簿価額の修正（「公正価値修正」と呼ぶ）が含まれる。

BC86 それらの公正価値修正に関連する繰延税金に及ぼす影響を関連会社に対する投資の当初認識時に当該投資の帳簿価額に含めることを投資者が要求されるかどうかに関して、適用上の疑問点が生じる。IASB は、さまざまなアプローチが実務で適用されていること

を理解している。最も一般的な実務は、それらの繰延税金に及ぼす影響を投資の帳簿価額に含めることである。同様の疑問点が、投資者が追加持分の購入を会計処理する際に生じる。投資に含められた場合、繰延税金に及ぼす影響はその後に、関連する公正価値修正が戻し入れられるにつれて、重要な影響力の獲得日後において関連会社の純損益に対する投資者の持分に対して行われる修正の一部として、戻し入れられる。例えば、関連会社の減価償却資産の減価償却を重要な影響力の獲得日現在の公正価値に基づいて会計処理するための修正が行われる。

BC87 IASB は、投資者が投資の帳簿価額に関連会社の識別可能な資産及び負債に対する持分を公正価値で測定することに関連する繰延税金に及ぼす影響を含めるよう提案することを決定した。IASB は、提案しているアプローチは次のようになると考えた。

(a) IAS 第 28 号の第 26 項と整合する。同項は、子会社の取得の会計処理において用いる手続の基礎となる概念が関連会社に対する投資の取得の会計処理にも採用されると述べている。IFRS 第 3 号は、取得企業が企業結合で取得した資産及び引き受けた負債から生じる繰延税金資産及び繰延税金負債を IAS 第 12 号「法人所得税」に従って認識し測定することを要求している。

(b) 公正価値修正に関連する将来の税金への影響を反映することによって、関連会社に対する投資の獲得の財務上の影響の忠実な表現を提供する。

(c) 利用者に有用な情報を提供する。例えば、その後の報告期間における関連会社の純損益に対する投資者の持分の修正は、公正価値修正の戻入れと関連する繰延税金に及ぼす影響の戻入れの両方を含む。

(d) 原則 D 及び E（表 2 参照）に合致する。繰延税金に及ぼす影響は、関連会社の識別可能な資産及び負債を重要な影響力の獲得日現在の公正価値で測定すること（原則 D）に関連し、繰延税金に及ぼす影響のその後の戻入れは関連会社の純資産の変動に対する投資者の持分を認識すること（原則 E）に関連している。

BC88 IASB は、提案しているアプローチの適用が作成者にとってのいくらかのコスト及び複雑性を生じさせることを認識したが、提案しているアプローチの利用者にとっての便益は作成者にとってのコストを上回るという見解を取った。IASB は、提案しているアプローチが実務で一般的に適用されていることも理解している。

条件付対価

BC89 IAS 第 28 号の第 32 項は、投資が関連会社となる日から持分法を用いて会計処理されることを要求している。同項は投資の当初認識に関する要求事項も示している。しかし、IAS 第 28 号は条件付対価の認識及び測定についての要求事項を定めていない。したがって、投資者が当初と事後の両方において、関連会社に対する投資の獲得時における条件付対価をどのように認識し測定すべきかに関して適用上の疑問点が生じる。同様の疑問点が、投資者が追加持分の購入時における条件付対価を会計処理する際に生じる。

BC90 IASB は、投資者に次のことを要求するよう提案することを決定した。

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x 年改訂）

- (a) 関連会社に対する投資の当初認識時又は追加持分の購入時に、条件付対価を移転した対価の一部として認識し、公正価値で測定する。
- (b) その後
 - (i) 資本性金融商品に分類した条件付対価を再測定せず、その後の決済を資本に認識する。
 - (ii) その他の条件付対価を各報告日現在の公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。

BC91 この決定に至るにあたり、IASB は BC90 項に示した要求事項案は子会社の取得時の条件付対価についての IFRS 第 3 号の要求事項と同様となると考えた。IFRS 第 3 号を適用して、取得企業は条件付対価の取得日の公正価値を被取得企業と交換に移転した対価の一部として認識する。IFRS 第 3 号は、取得日後に条件付対価を会計処理する方法について BC90 項(b)に示した要求事項と同様の要求事項も定めている。

BC92 IASB は、BC90 項に示した要求事項案が、関連会社に対する投資の当初認識時又は追加持分の購入時に条件付対価を会計処理する際に実務で頻繁に適用されているアプローチと整合することも理解している。したがって、大半の場合、IASB は、要求事項案は作成者に重大な追加コストを生じさせないと見込んでいる。

BC93 さらに、IASB は次のように考えた。

- (a) 条件付対価を公正価値で測定するという要求案は、投資原価を測定する際に移転した対価を公正価値で測定するという要求案と整合する（BC18 項参照）。
- (b) 資本性金融商品として分類した条件付対価の決済を資本の中で会計処理するという要求案は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の範囲に含まれる資本性金融商品の決済及び IFRS 第 2 号の範囲に含まれる持分決済型の株式に基づく報酬契約の会計処理と整合する。
- (c) その他の条件付対価を各報告日現在の公正価値で事後測定するという要求案は、デリバティブの事後測定についての IFRS 第 9 号の要求事項と整合する。IFRS 第 3 号の開発時に、IASB は、企業結合における条件付対価についての負債に分類される多くの義務がデリバティブの定義を満たすことに着目した。IASB は、同様の考慮が関連会社に対する重要な影響力の獲得時又は追加持分の購入時に条件付対価の文脈で当てはまると考えた。
- (d) 条件付対価に係る負債の公正価値の変動を純損益に認識するという要求案は、IFRS 第 3 号を開発した際の IASB の結論と整合する。IFRS 第 3 号を開発した際に、IASB はそうした変動は移転した対価の修正として（通常はのれんに）反映すべきではないと結論を下した。そうした公正価値の事後の変動は一般的に結合後の事象に直接関連している。さらに、重要な影響力の獲得日前に発生した事象に関連する公正価値の変動とその後の事象に関連する公正価値の変動とを区別する要求事

項を IASB が開発することは困難であろう。そのような要求事項は、作成者にとってのコスト及び複雑性も増大させることになる。

投資の減損

BC94 IAS 第 28 号の第 40 項は、投資者が IAS 第 28 号の第 41A 項から第 41C 項を適用して関連会社に対する純投資が減損している可能性があることを示唆する客観的な証拠があるかどうかを決定することを要求している。減損の兆候が存在する場合、投資者は関連会社に対する純投資について IAS 第 36 号に従って減損テストを行う。

BC95 IAS 第 28 号の第 41A 項から第 41C 項は、減損の兆候であるさまざまな事象を記述している。IAS 第 28 号の第 41C 項は、資本性金融商品に対する投資の公正価値が取得原価を下回る著しいか又は長期にわたる下落は減損の客観的な証拠であると述べている。適用上の疑問点が、投資者が投資の公正価値の下落の評価を、当該公正価値を報告日現在の関連会社に対する純投資の帳簿価額と比較することによって行うべきか又は当初認識時の投資原価と比較することによって行うべきかどうかに関して生じる。実務で適用されているアプローチはさまざまであるが、企業は投資の公正価値を報告日現在の帳簿価額と比較するのが一般的である。

BC96 適用上の疑問点を検討した際に、IASB は次のことも検討した。

(a) IAS 第 28 号の第 41C 項から公正価値の「著しいか又は長期にわたる」下落への言及を削除するかどうか

(b) 投資の公正価値の下落が投資が減損している可能性があることを示唆しているかどうかの評価に関する追加的なガイダンスを IAS 第 28 号に追加するかどうか

取得原価又は帳簿価額

BC97 IASB は、IAS 第 28 号の第 41C 項における「取得原価」を「帳簿価額」に置き換えること、すなわち、公正価値の下落が関連会社に対する投資が減損している可能性があることを示唆しているかどうかを決定する際に、投資者が投資の公正価値を当初認識時の原価ではなく帳簿価額と比較することを要求するよう提案することを決定した。

BC98 IASB は、IAS 第 28 号の第 41C 項における要求の経緯を考慮した。第 41A 項から第 41C 項は、2014 年に IFRS 第 9 号を公表した際に行われた結果的修正の一部として、IAS 第 28 号における IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」への参照を置き換えるために IAS 第 28 号に追加された。IAS 第 28 号の第 41C 項は、売却可能として分類された資本性金融商品の減損についての IAS 第 39 号の要求事項を複製したものである⁴。IAS 第 39 号は、当該資本性金融商品を公正価値で測定して公正価値の変動をその他の包括利益に認識することを要求していた。また、IAS 第 39 号は、売却可能資本性金融商品の減損の評価をその公正価値を当初の原価と比較することによって行うことも企業

⁴ 「売却可能」という用語は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用する際に金融資産が分類された測定区分のうちの 1 つを指している。その測定区分は、IFRS 第 9 号「金融商品」における分類の要求事項で IAS 第 39 号の要求事項が置き換えられた際に削除された。

に要求していた。この比較は、当該金融商品の公正価値の下落による損失をその他の包括利益から純損益にいつ振り替えるのかを決定するために使用されていた。

- BC99 IASB は、売却可能資本性金融商品の減損の評価及び測定を公正価値と当初の原価との比較によって行うことの論拠は、持分法を用いて会計処理される関連会社に対する投資には当てはまらないことに留意した。IFRS 会計基準は一般的に、投資者が関連会社に対する投資の帳簿価額の変動をその他の包括利益ではなく純損益に認識することを要求している（関連会社のその他の包括利益に対する投資者の持分を除く）。また、IAS 第 28 号は、投資者が IAS 第 36 号に従って投資の減損テストを行い減損損失を測定することも要求している。IAS 第 36 号を適用する際に、投資者は関連会社に対する投資の減損を、投資の回収可能価額を当初の原価ではなく帳簿価額と比較することによって測定する。IASB の見解では、関連会社に対する投資の公正価値の下落が投資が減損している可能性があることを示唆しているかどうかを、投資の公正価値を当初の原価ではなく帳簿価額と比較することによって評価することは、IAS 第 36 号と整合する。

公正価値の著しいか又は長期にわたる下落

- BC100 IAS 第 28 号の第 41C 項は、資本性金融商品に対する投資の公正価値が取得原価を下回る著しいか又は長期にわたる下落は減損の客観的な証拠であると述べている。「取得原価」を「帳簿価額」に置き換えること（BC97 項から BC99 項参照）を提案する決定をした際に、IASB は「著しいか又は長期にわたる」の削除を提案することも決定した。
- BC101 IASB は、BC98 項で議論したように、IAS 第 28 号の第 41C 項は、売却可能に分類された資本性金融商品に係る減損損失の評価及び測定についての IAS 第 39 号の要求事項を複製していることに留意した。当該要求事項に加えて、IAS 第 39 号は企業がその後売却可能資本性金融商品に係る減損損失の戻入れ（例えば、当該資産の公正価値がその後回復した場合に）を認識することを認めていなかった。したがって、IAS 第 39 号を適用する際に、企業が売却可能資本性金融商品に係る減損損失を純損益に認識したのは、当該金融商品の公正価値の取得原価を下回る下落が著しいか又は長期にわたるものであった場合のみであった。
- BC102 しかし、IAS 第 36 号における減損の要求事項は IAS 第 39 号における要求事項と同じではない。投資者が関連会社に対する投資の減損を認識する場合に、当該減損が存在しなくなるか又は減少したときには、その後当該減損損失の戻入れを認識する。したがって、IASB は、IAS 第 39 号において「著しいか又は長期にわたる」公正価値の下落に言及していた論拠は、持分法を用いて会計処理される関連会社に対する投資の文脈では当てはまらなないと考えた。
- BC103 IASB は、売却可能資本性金融商品の公正価値の下落が著しいか又は長期にわたるものであるかどうかを企業がどのように評価するのかに関して、過去に適用上の困難が生じていたことにも留意した。

追加的な減損のガイダンス

BC104 IAS 第 28 号の第 41A 項から第 41C 項は、減損の兆候であるさまざまな事象を記述している。関連会社に対する追加の所有持分の購入の会計処理に関して要求事項案を開発した際に、IASB は、割安購入益は減損の兆候である可能性があることに留意した (BC27 項参照)。

BC105 IASB は、投資の公正価値に関する情報が関連会社に対する追加の所有持分を購入するために支払った価格又は所有持分を売却するために受け取った価格から観察される場合がある旨を説明するために、IAS 第 28 号における減損の要求事項に関してガイダンスをさらに追加する提案をすることを決定した。

BC106 IASB は、投資者が関連会社に対する追加持分を購入するか又はそのような持分を売却する取引が公正価値で行われると仮定することは合理的であると考えた。これらの種類の取引は独立した当事者間で生じることが多いからである。したがって、支払ったか又は受け取った取引価格は、投資の公正価値に関する観察可能な情報を提供する。

関連会社に対する投資について開発した提案を他の種類の投資に適用することの含意

BC107 BC13 項で述べたように、IASB は最初に表 1 に示した適用上の疑問点に対する回答案を関連会社に対する投資の会計処理の文脈において開発した。その後、IASB はそれらの解決策の案を持分法を用いて会計処理される他の種類の投資 (すなわち、次の投資) に適用することの含意を検討した。

(a) 共同支配企業に対する投資 (BC108 項から BC111 項)

(b) 個別財務諸表における子会社に対する投資 (BC112 項から BC127 項)

共同支配企業に対する投資

BC108 IAS 第 28 号は、関連会社に対する投資と共同支配企業に対する投資の両方に持分法を適用する方法に関する要求事項を示している。それらの要求事項は、投資先に対する共同支配又は重要な影響力を有する投資者であるすべての企業に適用される (ただし、適用が免除される場合は除く)。

BC109 IASB は、表 1 に示した適用上の疑問点に対する解決策の案は共同支配企業に対する投資にも適用されると決定した。IASB は、代替案は IAS 第 28 号において 2 つの版の持分法 (関連会社に対する投資についての持分法と共同支配企業に対する投資についての持分法) を生じさせる可能性があると考えた。その結果、IASB は次のことを再検討することが必要となる。

(a) IFRS 第 11 号を開発する際に持分法を共同支配企業に対する投資に適用することを要求するとした決定。その決定に至った際に、IASB は重要な影響力と共同支配は異なることを認めていた。しかし、持分法は共同支配企業に対する投資を会計処理するための最も適切な方法であると決定した。持分法は投資先の純資産に対する投資者の持分を会計処理する方法であるからである。

(b) 関連会社に対する投資が共同支配企業に対する投資になった場合（又はその逆の場合）に、企業は引き続き持分法を適用し、残存持分を再測定しないという IAS 第 28 号の第 24 項における要求。この要求を開発した際に、IASB は、このような状況では、投資の性質が変化することを認めていた。しかし、両方の種類の投資は引き続き持分法を用いて会計処理される。したがって、IASB が共同支配企業に対する投資についての新たな要求事項を開発するとした場合、投資者が関連会社に対する投資から共同支配企業に対する投資への（又はその逆方向の）投資の性質の変化をどのように会計処理するかを再検討することが必要となる。これは IFRS 会計基準に新たな複雑性を持ち込む可能性があり、新たな適用上の疑問点を生じさせる可能性がある。

BC110 IASB は、適用上の疑問点に対する解決策の案の論拠が共同支配企業に対する投資にも当てはまることにも留意した。例えば、IASB は次のことを決定した。

(a) 重要な影響力を保持している間に関連会社に対する追加持分の購入を会計処理する際に、関連会社に対する従来保有していた持分を再測定しないことを投資者に要求する。この決定についての IASB の論拠は、共同支配を保持している間の共同支配企業に対する追加持分の購入にも当てはまる（BC23 項参照）。

(b) 関連会社とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識することを投資者に要求する。この決定についての IASB の論拠は、共同支配企業との取引にも当てはまる（BC63 項から BC84 項参照）。

BC111 一部の利害関係者は、共同支配企業との取引に係る利得又は損失の全額を認識することを共同支配投資者に要求することに警戒感を示した。そうした要求は共同支配投資者が稼得利益を操作するのを許すことになる可能性があるからである。共同支配投資者と共同支配企業との関係（重要な影響力ではなく共同支配）の性質は、取引が独立第三者間取引と同等ではない条件で行われるリスクを増大させる可能性がある。IASB は、ダウンストリーム取引から生じた利得又は損失を開示するという要求案が、共同支配投資者の財務業績がそうした取引からどのように影響を受ける可能性があるのかを利用者が理解するのに役立つ情報を提供するであろうことに留意した（BC142 項から BC146 項参照）。

個別財務諸表における子会社に対する投資

BC112 IAS 第 27 号「個別財務諸表」は、個別財務諸表を作成する企業が子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を次のいずれかで会計処理することを要求している。

(a) 取得原価で会計処理

(b) IFRS 第 9 号に従って会計処理

(c) IAS 第 28 号に記述されている持分法を用いて会計処理

BC113 IASB は、表 1 に示した適用上の疑問点に対する解決策の案は、個別財務諸表において

子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いることを選択した親会社にも適用されると決定した。

BC114 IASB は、この選択肢は持分法に2つの版があることを意味することになると考えた。1つは、親会社が個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いることを選択した場合の子会社に対する投資についてのもので、もう1つは関連会社及び共同支配企業に対する投資についてのものである。一部の利害関係者は、必要な場合には、2つの版の持分法があることは合理的であろうと主張した。親会社が個別財務諸表において報告する金額を連結財務諸表における金額に合わせるのに役立てるためである。2つの版の持分法を支持する利害関係者は、親会社は子会社を支配しているが、関連会社や共同支配企業を支配してはいないことを指摘した。

BC115 IASB は、次のことを考慮した後に BC113 項に記述した決定に至った。

(a) IAS 第 27 号における財務諸表の種類及び支配の概念 (BC117 項)

(b) IAS 第 27 号における測定の選択肢としての持分法の経緯 (BC118 項から BC120 項)

(c) 個別財務諸表における子会社に対する投資への持分法の実務上の適用、及び適用上の疑問点に対する IASB の解決策の案の適用が当該実務に与える影響 (BC121 項から BC126 項)

BC116 IASB は、個別財務諸表において持分法を引き続き適用している間に、持分法を子会社の段階取得及び子会社に対する支配の喪失に適用する方法を明確化することも決定した (BC128 項から BC133 項)。

IAS 第 27 号における財務諸表の種類及び支配の概念

BC117 IAS 第 27 号に関する結論の根拠の BC7 項は、IASB は資本性金融商品としての子会社に対する投資の会計処理と親会社が支配している経済的実体の会計処理との間の線引きを行ったと説明している。したがって、

(a) 個別財務諸表では、子会社に対する投資は親会社の支配下にある資産（関連会社又は共同支配企業に対する投資と同様）として、IAS 第 27 号における測定の選択肢のうちの1つを用いて会計処理される。他方、

(b) 連結財務諸表では、子会社は親会社の支配下にある企業として会計処理され、親会社と子会社の資産、負債、資本、収益、費用及びキャッシュ・フローは単一の経済的実体のものとして表示される。

IAS 第 27 号における測定の選択肢としての持分法の経緯

BC118 2003年に、IASB は、持分法を個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての測定の選択肢としては削除した。個別財務諸表については、焦点は投資としての資産の成果であると結論を下したからである。

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(202x 年改訂)

BC119 2014 年に、IASB は、個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての測定の選択肢として持分法を復活させることを決定した。一部の法域における法律が、上場会社に子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資に持分法を用いて個別財務諸表を作成することを要求しているためである。

BC120 IAS 第 27 号に関する結論の根拠の BC10G 項は、個別財務諸表において持分法を子会社に対する投資に適用すると連結財務諸表との比較で異なる結果を生じる状況があり得ると説明している。

個別財務諸表における子会社に対する投資への持分法の実務上の適用及び提案の含意

BC121 利害関係者とのアウトリーチからのフィードバックで、個別財務諸表において子会社に対する投資を会計処理するための持分法の使用は、ごく少数の法域でのみ一般的であることが示唆されている。個別財務諸表が作成される他の法域では、IAS 第 27 号における取得原価の選択肢が通常は使用されている。

BC122 利害関係者のフィードバックでは、個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法が適用される場合の実務に不統一があることも示唆されている。例えば、親会社が子会社に対する投資に持分法を適用する場合、

(a) 一部の親会社は、IFRS 第 3 号及び IFRS 第 10 号の類推適用により、個別財務諸表で報告される金額を連結財務諸表で報告される金額と一致させることを狙いとしている。他方、

(b) 他の親会社は、そうした一致を達成することを狙いとしていない。

BC123 したがって、実務上、IASB が適用上の疑問点に対して解決策の案を個別財務諸表における子会社に対する投資に適用することの影響は、親会社の既存の会計方針に応じてさまざまとなる。

BC124 場合によっては、個別財務諸表と連結財務諸表との間の新たな相違又は相違の増大が生じる可能性がある。例えば、要求事項を適用すると、親会社は個別財務諸表において子会社との取引に係る利得又は損失の全額を認識することになる。しかし、連結財務諸表では、そのような利得又は損失の全額を消去することになる。

BC125 BC122 項(a)に記述した法域における利害関係者は、個別財務諸表において子会社に対する投資に提案を適用することに関して懸念を示した。特に BC124 項で議論した事項である。IASB はそれらの懸念を認識したが、当該事項は新しいものではなく、要求事項に限ったことでもないことに留意した。IAS 第 28 号における他の要求事項も、個別財務諸表と連結財務諸表との間の相違を生じさせる可能性がある。

BC126 さらに、利害関係者のフィードバックで、個別財務諸表の作成の目的及びその使用目的は、法域ごとにさまざまであることが示唆されている。また、より幅広い疑問点が、IFRS 会計基準を適用して作成される一般目的財務諸表の目的と配当分配及び法人所得

税計算に関する法域別の要求事項との間の関係について生じる⁵。IASBは、個別財務諸表の目的及び用途における法域ごとの相違に対応すべきかどうか及び対応の方法を検討することは、IAS第27号の包括的な見直しを伴うと考えた。しかし、IAS第27号の包括的な見直し又は個別財務諸表の目的及び用途に関するより幅広い論点の検討は、持分法の適用方法に関してのIAS第28号の要求事項に関する適用上の疑問点への回答に焦点を当てている持分法プロジェクト（BC1項からBC9項参照）の範囲外である。

IASBの決定

BC127 BC117項からBC126項における事項を検討した後に、IASBは、表1に示した適用上の疑問点に対する解決策の案は、個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いることを選択した親会社にも適用されると決定した。

子会社の段階取得（又は支配の喪失）

BC128 IASBは最初に、次の決定の複合的な影響を考慮した。

- (a) 投資者が、関連会社に対する重要な影響力の獲得時に、従来保有していた所有持分の公正価値を関連会社に対する投資の原価に含めることを要求する（BC17項からBC18項参照）。
- (b) 表1に示した適用上の疑問点に対する解決策の案を、個別財務諸表において持分法が適用される子会社に対する投資に適用する（BC112項からBC127項参照）。

BC129 IASBは次のような状況を検討した。

- (a) 親会社が、ある企業に対する所有持分を当該企業に対する支配を獲得する前に保有していた。
- (b) その従来保有していた所有持分は、関連会社（又は共同支配企業）に対する投資として会計処理されていた。
- (c) 親会社が、個別財務諸表において関連会社（又は共同支配企業）に対する投資と子会社に対する投資の両方に持分法を適用することを選択した。

BC130 IASBは、逆の状況も検討した。親会社が子会社に対する支配を喪失し、旧子会社に対して保持している投資を引き続き持分法を用いて会計処理する状況である。

BC131 IASBは、関連会社又は共同支配企業に対する支配を獲得して、個別財務諸表において子会社に対する投資を持分法を用いて会計処理する親会社に対して、従来保有していた持分を再測定しないことを要求すると提案することを決定した。IASBは、逆の状況について同じアプローチを提案することも決定した。

BC132 IASBは、BC129項からBC130項に記述した状況において、次のように考えた。

- (a) 子会社に対する支配の獲得は親会社と旧関連会社又は旧共同支配企業との間の関係

⁵ 例えば、IFRS財団の特集記事「リターン、再投資の機会及び配当分配」参照

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(202x 年改訂)

を変化させるが、親会社は会計処理方法を変更しない。会計処理方法の変更がないことは、親会社が従来保有していた持分を再測定すべきではないことを示唆している。同じ論拠が逆の状況に当てはまる。

(b) IAS 第 28 号の第 24 項は、関連会社が共同支配企業になる場合（又はその逆の場合）に、企業が引き続き持分法を適用し、残存持分を再測定しないことを要求している。したがって、BC129 項から BC130 項に記述した状況に同じアプローチを適用することは IAS 第 28 号と整合する。

BC133 IASB は、BC129 項から BC130 項に記述した状況において従来保有していた（又は残存）持分を公正価値で再測定している一部の企業について、提案が現行の実務に影響を与える可能性があることを承知していた。IASB は、従来保有していた（又は残存）持分を公正価値で再測定するかどうかの会計方針の選択を企業に認めるべきかどうかを検討した。IASB は選択を認めないことを決定した。会計方針の選択を認めると実務の不統一が継続する結果となるからである。

開示—IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号及び IFRS 第 19 号の修正案

BC134 IASB は、IAS 第 28 号の修正案を補完するために改善した IFRS 会計基準の開示要求を以下に対する修正案とともに提案することを決定した。

(a) IFRS 第 12 号 (BC137 項から BC165 項)

(b) IAS 第 27 号 (BC166 項から BC171 項)

BC135 IASB はまず、持分法が適用される関連会社に対する投資についての開示要求の修正を検討した。その後、同じ開示要求を共同支配企業に対する投資及び持分法が適用される個別財務諸表における子会社に対する投資について提案すべきかどうかを検討した。

BC136 IASB は、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の関連する修正を提案することも決定した (BC172 項から BC177 項)。

IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の修正案

BC137 IASB は以下に関して IFRS 第 12 号の修正を提案することを決定した。

(a) 重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動 (BC139 項から BC141 項)

(b) 関連会社との取引 (BC142 項から BC146 項)

(c) 条件付対価 (BC147 項から BC149 項)

(d) 利用者が指摘したその他の事項 (BC150 項から BC158 項)

BC138 修正案を開発した際に、IASB は次のことを考慮した。

- (a) IFRS 第 12 号の既存の開示要求
- (b) IFRS 第 12 号の適用後レビューからの発見事項
- (c) 関連会社に対する投資に適用される他の IFRS 会計基準書 (IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」) の開示要求
- (d) 利用者からのフィードバック
- (e) 作成者にとっての予想されるコスト

重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動

BC139 BC20 項から BC44 項で議論したように、IASB は投資者が重要な影響力を保持している間の関連会社に対する所有持分の変動をどのように会計処理するかについての要求事項を提案することを決定した。IASB は、重要な影響力を保持している間の関連会社に対する所有持分の購入又は処分については新たな開示要求を提案しないことを決定した。関連会社に対する投資に適用される IFRS 会計基準書における既存の開示要求と整合させるためである。例えば、投資者は関連会社に対する重要な影響力の獲得時に認識した割安購入益の金額を開示することを要求されていない。したがって、重要な影響力を獲得した後の追加の所有持分の購入時に認識した割安購入益を開示することを投資者に要求するよう提案することは不整合となる。

BC140 提案には、投資者の所有持分の増加又は減少を生じさせる関連会社による資本性金融商品の発行又は償還に関する要求事項案も含まれている。その要求事項案を適用すると、投資者はそうした所有持分の変動から生じた利得又は損失 (例えば、関連会社が資本性金融商品を他の当事者に発行することから生じた希薄化による利得又は損失) を純損益に認識することになる。IASB は、投資者に当該利得又は損失の開示を要求するよう提案することを決定した。

BC141 IASB の見解では、BC140 項における情報の開示は財務諸表の作成者にとってコストがかかる可能性が低く、財務諸表の利用者に有用な情報を提供するであろう。例えば、希薄化による利得又は損失は、関連会社に対する投資者の持分から生じた他の収益及び費用とは性質が異なり、頻繁には発生しない。投資者の純損益計算書において区分して表示されない場合、当該利得又は損失の区分開示は、持分法が適用される関連会社に対する投資からの収益及び費用について投資者の純損益計算書で表示されている科目の内訳を利用者が理解することにも役立つ。

関連会社との取引

BC142 BC63 項から BC84 項で議論したように、IASB は関連会社とのすべての取引に係る利得又は損失の全額の認識を投資者に要求する提案をすることを決定した。この要求案はダウンストリームとアップストリームの両方の取引に適用される。

BC143 IASB は、IAS 第 24 号の第 18 項が関連当事者との取引及び未決済残高の金額の開示を具体的に要求しているが、そうした取引から生じた利得又は損失の開示は要求していな

いことに留意した。

BC144 IASB は、関連会社とのダウンストリーム取引から生じた利得又は損失の開示を投資者に要求する提案をすることを決定した。この提案は、利用者は次の理由でこのような情報を有用と考えるという利用者からのフィードバックに対応している。

- (a) 稼得利益の質を利用者が評価するのに役立つ。利用者は、投資者の財務諸表における稼得利益の不十分な分解は、利用者が稼得利益の質を評価する能力を制約することが多いと述べた。
- (b) 望む場合には、認識された利得又は損失を利用者が自らの分析において調整できるようになる。
- (c) 市場の条件に対してのベンチマーキングのために、これらの取引及びその価格設定の合理性及び持続可能性を利用者が評価できるようになる。

BC145 利用者は関連会社がアップストリーム取引において認識した利得又は損失に対する投資者の持分に関する情報も有用であろうと提案したが、IASB は当該利得又は損失について同様の開示要求を提案しないことを決定した。このような情報の開示を要求することは、コストがかかり、投資者にとって容易に利用可能ではない可能性のある情報を要求することになる。

BC146 IASB は、BC144 項に記述した要求案を IAS 第 24 号ではなく IFRS 第 12 号に追加することを提案した。IAS 第 24 号は、関連会社との取引だけでなく、関連当事者とのすべての取引に適用されるからである。

条件付対価

BC147 BC89 項から BC93 項で議論したように、IASB は、関連会社に対する重要な影響力の獲得時又は追加の所有持分の購入時に、投資者が条件付対価をどのように認識し測定するのかについての要求事項を提案することを決定した。

BC148 IASB は、条件付対価契約を締結する投資者に対して、次の開示を要求する提案をすることを決定した。

- (a) 投資者が関連会社に対する重要な影響力を獲得するか、又は追加の所有持分を購入する期間において、
 - (i) 企業が重要な影響力を獲得するか、又は追加の所有持分を購入した日に認識された金額
 - (ii) 当該契約の説明及び支払金額の算定基礎
 - (iii) 結果の範囲の見積り（割引前）、又は範囲を見積ることができない場合には、その旨及び範囲を見積ることができない理由。支払の上限額が設けられていない場合には、投資者はその旨を開示することを要求される。

- (b) 投資者が条件付対価を回収若しくは決済するか、又は条件付対価の取消し若しくは失効となるまでのその後の各報告期間について、
- (i) 認識された金額の変動（決済時の差異を含む）
 - (ii) 結果の範囲の変動（割引前）及び当該変動の理由
 - (iii) 条件付対価を測定するために用いた評価技法及び主要なモデルのインプット

BC149 BC148項に示した開示要求案は、企業結合における条件付対価に関するIFRS第3号の開示要求に基づいている。IASBの見解では、関連会社に対する投資の獲得時の条件付対価契約に関する同様の情報は、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を利用者が評価するのに役立つ。開示要求案は、IFRS第12号の第20項(b)における目的（関連会社に対する持分に関連したリスクの性質及び変動を利用者が評価できるようにする情報を開示すること）とも整合する。

利用者が指摘したその他の事項

BC150 IASBは、IFRS第12号の適用後レビューを2022年に完了した。適用後レビューのコメント提出者の一部は、IFRS第12号で要求されている情報は有用であるが、事業セグメント別の関連会社（及び共同支配企業）に関する情報などの追加的な情報を必要としていると述べた。

BC151 IFRS第12号の適用後レビューの間に当該フィードバックに対応した際に、IASBは、他の企業への関与に関する追加的な開示に対する利用者の要望を認識した。しかし、IASBは、追加的な開示要求を開発するにあたり、新たな要求事項の導入のコスト及び追加的な情報の便益を評価する必要があることにも留意した。IASBは企業がIFRS第12号における開示目的を満たせると結論を下したので、当該事項を優先度が低いものと評価した。次回のアジェンダ協議で優先事項として識別された場合には、IASBは対応するかどうかを評価する余地がある⁶。

BC152 全般的に、IASBは持分法プロジェクトの間に、IFRS第12号の適用後レビューの間に行った決定を再検討する必要性を示唆する新たな情報を受け取らなかった。

BC153 しかし、持分法プロジェクトの間の利用者からの要望に対応して、IASBは次のことを提案することを決定した。

- (a) 関連会社に対する投資の帳簿価額の変動を財務諸表の利用者が評価できるようにする情報の開示を投資者に要求するという開示目的
- (b) 新たな開示目的を満たすための、関連会社に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表

BC154 IASBは、特定の種類の資産及び負債の期首と期末の金額の調整表が他のIFRS会計基

⁶ より詳細な情報については、2022年6月に公表された「IFRS第12号『他の企業への関与の開示』の適用後レビューに関するプロジェクト報告書及びフィードバック・ステートメント」の21ページを参照。

準書において要求されていることが多いことに着目した。例えば、

- (a) IFRS 第 13 号「公正価値測定」（公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定について）
- (b) IAS 第 16 号（有形固定資産の各クラスについて）
- (c) IAS 第 19 号「従業員給付」（確定給付制度について）
- (d) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（引当金の各クラスについて）
- (e) IAS 第 38 号「無形資産」（無形資産の各クラスについて）

BC155 利用者は、調整表は資産及び負債の変動が当該期間の企業の財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を理解するのに役立つと述べた。

BC156 IASB の見解では、関連会社に対する投資者の投資の帳簿価額の期首残高と期末残高との調整表は、当該残高の変動を投資者の財務諸表の利用者が理解するのに役立つ。例えば、資金取引から生じた変動（配当受取額など）と非資金取引から生じた変動（減損損失など）とを利用者が区別するのに役立つ。また、投資の帳簿価額が、例えば、関連会社に対する追加持分の購入又は部分的な処分によってどのように影響を受けるのかを利用者が理解するのに役立つ。したがって、こうした調整表は、そうした取引に関して提案している認識及び測定の要求事項を補完する。

BC157 IASB は、このような調整表を開示するという要求案が作成者にとってコストが過大となるとは見込んでいない。この要求案を適用するために必要となる情報は企業が保有しており、場合によっては、すでに表示又は開示することが要求されているからである（例えば、関連会社の純損益に対する投資者の持分）。

BC158 IASB は、BC153 項(a)に記述した開示目的を提案することも決定した。IASB の見解では、この提案している開示目的は、IFRS 第 12 号の第 20 項の既存の開示要求と整合し、さらに詳細を追加するものとなる。同項は、関連会社に対する持分の内容、程度、財務上の影響及び関連するリスクを財務諸表の利用者が評価できるようにする情報を投資者が開示することを要求している。

開示要求案を共同支配企業に対する投資に適用すること

BC159 IASB は、BC137 項から BC158 項で議論した開示要求の改善案を、持分法が適用される関連会社に対する投資の文脈において開発した。

BC160 IASB は、共同支配企業に対する投資について同じ開示要求の改善を提案することを決定した。IASB の見解では、

- (a) 関連会社に対する投資について提案したのと同じ開示要求を共同支配企業に対する投資について提案することは、この 2 つの投資の区分について同じ情報を開示することを一般的に要求している IFRS 第 12 号と整合する。

- (b) 要求事項案は、共同支配企業に対する投資に関する有用な情報の開示をもたらす。例えば、共同支配企業に対する投資の獲得時に締結した条件付対価契約に関する情報は、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を利用者が評価するのに役立つ。
- (c) 作成者が当該情報を提供するための予想されるコストは、両方の種類の投資について同様である可能性が高い。

BC161 関連会社に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を開示するという要求案（BC150 項から BC158 項参照）に関して、IASB は、関連会社と共同支配企業の両方に対する投資を有する投資者に、次のいずれかを開示するよう具体的に要求すべきかどうかを検討した。

- (a) 単一の調整表
- (b) 2 つの区分した調整表（一方は関連会社に対する投資について、他方は共同支配企業に対する投資について）

BC162 IASB は、IFRS 第 18 号（又は前身である IAS 第 1 号）における全般的な集約及び分解の要求事項が、関連会社及び共同支配企業に対する投資を有する投資者に適用されることに留意した。例えば、IFRS 第 18 号を適用して、関連会社と共同支配企業の両方に対する投資を有する投資者は、重要性がある情報の提供における財務諸表注記の役割を果たすためにそれらの投資に関する情報を分解する方法を検討することが必要となる。IASB は、全般的な要求事項は十分であり、この事項に関する具体的な要求事項を開発する必要はないと決定した。2 つの区分した調整表が有用な情報を提供するかどうかは、企業の具体的な状況に依存するからである。

BC163 IASB は、共同支配企業に対する投資についてプロジェクトの範囲内の適用上の疑問点に関する追加的な開示要求を提案すべきかどうかを検討した。IFRS 第 12 号は 2 つの投資の区分について同じ情報を全般的に要求しているが、場合によっては、共同支配企業に関して追加的な情報を要求している。

BC164 特に、IASB は、ダウンストリーム取引に関する開示要求案を共同支配企業とのアップストリーム取引からの利得又は損失に拡大すべきかどうかを検討したが、拡大しないことを決定した。関連会社との取引について、IASB はこのような要求を提案しないことを決定した。適用にコストがかかる可能性があり、企業はアップストリーム取引において関連会社が認識した利得又は損失に関する情報へのアクセスについて困難を経験する可能性があるからである（BC145 項参照）。共同支配企業との取引について、IASB は、情報へのアクセスについての困難が生じる可能性は関連会社の場合よりも低いと考えた。共同支配投資者は共同支配企業に対する共同支配を有しているからである。しかし、特に共同支配投資者が多数の共同支配企業に対する投資を有している場合には、投資者にこの情報の開示を要求することはコストがかかる可能性がある。

BC165 したがって、IASB の見解では、このような開示要求のコストと便益のバランスは、共

同支配企業に対する投資については関連会社に対する投資と比較して異なるが、コストが便益を上回る可能性が高い。

IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正案

BC166 BC112 項から BC127 項で議論したように、IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる適用上の疑問点に対する解決策の案（関連会社に対する投資の文脈において開発された）は、個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いることを選択した親会社にも適用されると決定した。

BC167 したがって、IASB は、このような親会社に関連会社に対する投資について提案しているのと同じ情報の開示を要求する提案をすべきかどうかを検討した。

BC168 IASB は、1 つの例外（BC169 項で議論している）を除き、同じ情報を開示することを要求しないことを決定した。これは個別財務諸表に適用される IFRS 会計基準書の開示要求に整合する。IASB は次のことに留意した。

(a) IFRS 第 12 号の開示要求は、一般的に個別財務諸表には適用されない。

(b) IAS 第 27 号又は他の IFRS 会計基準書の開示要求は、持分法が適用される子会社に対する投資に関して個別財務諸表において定量的情報の開示を要求していない。

BC169 しかし、IASB は、個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いることを選択した親会社に、子会社とのダウンストリーム取引からの利得又は損失の開示を要求する提案をすることを決定した。IASB の見解では、当該情報は、親会社の純損益のうちどれだけかこうした取引から生み出されたのかを親会社の個別財務諸表の利用者が理解するのに役立つ。当該情報は、親会社の個別財務諸表に適用される、IAS 第 24 号で要求しているそうした取引に関する情報を補完する。

BC170 IASB は、BC169 項に記述した開示要求を IAS 第 24 号ではなく IAS 第 27 号に追加することを提案することも決定した。IAS 第 24 号は、子会社との取引だけでなく、関連当事者とのすべての取引に適用されるからである。

BC171 IASB は、BC169 項で議論したように、親会社の子会社がアップストリーム取引において認識した利得又は損失に関して、同様の開示要求を提案すべきかどうかを検討したが、提案しないことを決定した。IASB の見解では、当該情報を開示することの便益よりもコストの方が上回る可能性が高い。以下の理由からである。

(a) アップストリーム取引からの利得又は損失に関する情報は、親会社の個別財務諸表の利用者にとって、ダウンストリーム取引からの利得又は損失に関する情報よりも有用でない可能性が高い。

(b) 親会社は子会社に対する支配があるためアップストリーム取引に関する情報にアクセスできるであろうが、そうした情報は収集するのにコストがかかる可能性がある（特に親会社が多数の子会社を有していて、連結プロセスによりこれらの利得又は損失が下位グループの連結において消去され、したがって最終的な親会社のレベル

で追跡されていない場合)。

IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の修正案

BC172 IFRS 第 19 号は、公的説明責任を有さず他の所定の要件を満たす子会社（要件を満たす子会社）が開示要求を削減して IFRS 会計基準を適用することを認めている。また、要件を満たす子会社が他の IFRS 会計基準書の開示要求の代わりに適用することが認められる開示要求も定めている。

BC173 IASB は、要件を満たす子会社に次のことを要求する IFRS 第 19 号の修正を提案している。

- (a) 関連会社又は共同支配企業とのダウンストリーム取引から生じた利得又は損失を開示する。
- (b) 企業が重要な影響力若しくは共同支配を獲得するか又は追加の所有持分を購入する期間において、条件付対価契約について次のことを開示する。
 - (i) 重要な影響力若しくは共同支配を獲得した日又は追加の所有持分を購入した日に認識された金額
 - (ii) 当該契約の説明
 - (iii) 支払金額の算定基礎
- (c) 企業が条件付対価を回収又は決済するか、条件付対価が取消し又は失効となるまでのその後の各報告期間について、次のことを開示する。
 - (i) 認識された金額の変動（決済時の差異を含む）
 - (ii) 条件付対価を測定するために用いた評価技法及び主要なモデルのインプット
- (d) 企業が個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いている親会社である場合には、子会社とのダウンストリーム取引から生じた利得又は損失を開示する。

BC174 この決定に至るにあたり、IASB は IFRS 第 12 号及び IAS 第 27 号の開示要求の修正案（BC137 項から BC171 項参照）を次の両方で評価した。

- (a) 個々に、開示の削減についての IASB の合意された原則に基づいて（BC175 項参照）
- (b) グループとして、修正を行うことの影響が釣り合っていること及び要件を満たす子会社の財務諸表の有用性を開示要求を削減して維持するという目標を保持することを確保する。

BC175 IFRS 第 19 号を開発するにあたり、IASB は 6 つの大まかな原則を手引きとした。

- (a) 要件を満たす子会社の財務諸表の利用者は、短期のキャッシュ・フローに関する情

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x 年改訂）

報及び義務、コミットメント又は偶発事象（負債として認識されていようといまいと）に関する情報に特に関心がある。

- (b) 要件を満たす子会社の財務諸表の利用者は、流動性及び支払能力に関する情報に特に関心がある。
- (c) 測定の不確実性に関する情報は、要件を満たす子会社にとって重要である。
- (d) 企業の会計方針の選択に関する情報は、要件を満たす子会社にとって重要である。
- (e) 要件を満たす子会社の財務諸表において表示される金額の分解は、当該財務諸表の理解のために重要である。
- (f) IFRS 会計基準における一部の開示は、通常の要件を満たす子会社が出会う取引並びにその他の事象及び状況に対してよりも、公開の資本市場における投資意思決定に対しての関連性が高い。

BC176 これらの原則に基づいて、IASB の見解では、

- (a) 条件付対価に関する情報は、キャッシュ・フロー及びコミットメントに関する有用な情報を利用者に提供する。また、開示要求案は、企業結合における条件付対価についての IFRS 第 19 号の開示要求と整合する。
- (b) ダウンストリームからの利得又は損失に関する情報は、利用者が当該利得又は損失を第三者との取引からの利得又は損失と分解するのに役立つ、したがって、分解の原則と整合する。

BC177 IASB は、IFRS 第 12 号の他の修正案について IFRS 第 19 号の修正を提案しないことも決定した。例えば、IASB は、共同支配企業及び関連会社に対する持分の期首と期末の帳簿価額の調整表を開示することを要件を満たす子会社に要求する提案はしないことを決定した（BC150 項から BC158 項参照）。IASB の見解では、このような要求は BC175 項(e)における分解の原則と整合するものの、これにより生じる情報は、要件を満たす子会社の財務諸表の利用者にとって、当該情報の提供のコストを上回るほど十分に有用ではない場合がある。

経過措置

BC178 要求事項案は、一部の企業が関連会社又は共同支配企業に対する投資の会計処理に持分法を用いる際に会計方針を変更することを要求する⁷。IASB は企業に次のことを要求する提案をすることを決定した。

- (a) IAS 第 8 号に従って、関連会社又は共同支配企業とのすべての取引からの利得又は

⁷ BC178 項から BC216 項が関連会社及び共同支配企業に言及しているのは、IAS 第 28 号が関連会社及び共同支配企業に対する投資への持分法の適用に関する要求事項を示しているからである。ただし、提案している経過措置は、個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に IAS 第 28 号に記述している持分法を用いることを選択した親会社にも適用される。

損失の全額を認識するという要求を遡及適用する（BC182項からBC186項）。

- (b) 条件付対価に関する要求事項を次のように適用する。
- (i) 移行日に条件付対価の認識及び測定を公正価値で行い、関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額に対応する修正を行う（BC187項からBC192項）。
 - (ii) 投資者が資本性金融商品に分類して重要な影響力を獲得した日現在の公正価値で測定した条件付対価を再測定しない（BC193項）。
- (c) 他のすべての要求事項を移行日から将来に向かって適用する（BC194項からBC199項）。

BC179 IASBは次のことも決定した。

- (a) 経過措置の目的について次のことを提案する。
- (i) 適用開始日は、投資者又は共同支配投資者が要求事項案を最初に適用する事業年度の期首である。
 - (ii) 移行日は、適用開始日の直前事業年度の期首である。ただし、複数の期間の比較情報を表示する企業の場合は除く（BC206項からBC210項）。
- (b) 投資者又は共同支配投資者が移行日に関連会社又は共同支配企業に対する投資の回収可能価額を見積った場合に、投資者が帳簿価額を当該回収可能価額まで減額し（該当があれば）、減損損失を利益剰余金の期首残高に認識することを要求することを提案する（BC200項からBC205項）。
- (c) 投資者又は共同支配投資者が、当期及び投資者又は共同支配投資者が未修正で表示する過去の期間について、IAS第8号の第28項(f)で要求されている情報を開示することを提案しない（BC211項からBC216項）。

BC180 IASBの見解では、IAS第8号に従った遡及適用が利用者にとって最も有用な情報をもたらす。企業は要求事項案が常に適用されていたかのようにして財務諸表を表示することを要求される。したがって、過去の期間について表示される情報は比較可能となる。

BC181 しかし、場合によっては、遡及適用は複雑となるか、コストがかかるか、又は事後的判断の使用を伴う可能性がある。したがって、IASBは、遡及適用の便益がコストを上回るかどうかを判断するために、要求事項案のそれぞれを検討した。

関連会社又は共同支配企業との取引に係る利得及び損失

BC182 BC63項からBC84項で議論したように、IASBは、関連会社又は共同支配企業との取引に係る利得又は損失の全額を認識することを投資者に要求する提案をすることを決定した。その要求案は、IAS第28号の既存の要求事項を変更することになる。既存の要求事項では投資者は次のようにしている。

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x 年改訂）

- (a) そうした取引からの利得又は損失を取引日において関連会社又は共同支配企業に対する関連のない投資者の持分の範囲でのみ認識する。
- (b) その後に、移転された資産が第三者に売却されるか一定の期間にわたり費消される時に、利得又は損失の制限された部分を認識する。

BC183 したがって、新しい要求事項を最初に適用する際に、投資者は関連会社又は共同支配企業との過去の取引からの利得又は損失の制限された部分のすべてはまだ認識していない場合がある。このため、遡及適用は、過去に制限されていた利得又は損失の残りの部分を次のように認識することを投資者に要求することになる。

- (a) 移行日前に発生した取引については、利益剰余金の期首残高に認識
- (b) 比較対象期間に発生した取引については、比較対象期間の純損益に認識

BC184 IASB は、一般的に、移行日現在の利得又は損失の制限された部分の残高に関する情報を作成者に利用可能とすべきであると考えた。当該情報は IAS 第 28 号の既存の要求事項を適用するために必要であるからである。したがって、遡及適用は若干のコストを伴う可能性があるが、IASB の見解では、結局のところ、遡及適用の便益はコストを上回る可能性が高い。

BC185 IASB は、企業が会計方針の変更の影響を算定することが実務上不可能である場合に、IAS 第 8 号が遡及適用を限定する要求事項を含んでいることにも着目した。

BC186 BC184 項から BC185 項で議論した事項を考慮した後に、IASB は、IAS 第 8 号に従って、関連会社又は共同支配企業とのすべての取引に係る利得又は損失の全額を認識するという要求を遡及適用することを投資者又は共同支配投資者に要求する提案をすることを決定した。

条件付対価

BC187 BC89 項から BC93 項で議論したように、IASB は投資者に次のことを要求する提案をすることを決定した。

- (a) 関連会社又は共同支配企業に対する投資の当初認識時に、条件付対価を移転された対価の一部として認識し、公正価値で測定する。
- (b) その後、
 - (i) 資本として分類された条件付対価を再測定せず、その後の決済を資本の中で認識する。
 - (ii) その他の条件付対価を各報告日に公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する。

BC188 提案している要求事項は、企業結合における条件付対価についての IFRS 第 3 号の要求事項と同様である。場合によっては、関連会社又は共同支配企業に対する投資に持分法

を適用する企業は、IFRS 第3号における条件付対価についての要求事項をすでに類推適用している可能性がある。そのような場合、遡及適用は、投資者の財務諸表に認識された金額の修正を必要としないことになる。

BC189 しかし、他の場合には、投資者が条件付対価を認識していないか又は異なる基礎で測定している可能性がある。そのような場合、遡及適用は、投資者が条件付対価の公正価値を次の時点で測定することを要求することになる。

(a) 重要な影響力又は共同支配の獲得日に

(b) 負債として認識した条件付対価については移行日に

BC190 投資者が移行日前に重要な影響力又は共同支配を獲得している可能性がある。条件付対価の公正価値を重要な影響力又は共同支配の獲得日現在で測定することを投資者に要求することは、特に公正価値測定に含める観察可能でないインプットについて、事後的判断の使用を伴う可能性が高くなる。

BC191 しかし、IASB は、要求事項案の将来に向かっての適用（移行日後に締結した条件付対価契約のみに適用）は企業の報告期間ごと及び企業ごとの比較可能性の欠如を生じさせることに留意した。

BC192 BC187 項から BC191 項で議論した事項を考慮した後に、IASB は、条件付対価の認識及び測定を移行日現在の公正価値で行い、関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額に対応する修正を認識するよう投資者に要求する提案をすることを決定した。

BC193 IASB は、重要な影響力の獲得時に条件付対価を資本性金融商品として分類して当該条件付対価を公正価値で測定した投資者が、当該条件付対価を移行日において再測定しないことを投資者に要求する提案をすることも決定した。IASB は、要求案は、他のIFRS 会計基準書の要求事項と整合的に、資本性金融商品の再測定を避けることとなることに留意した。

減損の兆候

BC194 BC94 項から BC106 項で議論したように、IASB は、IAS 第28号における減損の要求事項に対して次のような修正を提案することを決定した。

(a) IAS 第28号の第41C項の最終文における「取得原価」を「帳簿価額」に置き換え、「著しいか又は長期にわたる」を要求から削除する。

(b) 投資の公正価値に関する情報が、関連会社又は共同支配企業に対する追加持分を購入するために支払った価格及び持分の一部を売却するために受け取った価格から観察される場合があることを説明するガイダンスを追加する。

BC195 提案は、投資者が関連会社又は共同支配企業に対する投資の減損テストを行う条件を変更するが、投資者が投資の回収可能価額を算定する方法は変更しない。

BC196 IASB は、修正後の要求事項を将来に向かって適用することを企業に要求する提案をす

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(202x 年改訂)

ることを決定した。遡及適用では、修正後の要求事項ならば関連会社又は共同支配企業に対する投資の減損テストを行う必要性が生じたかどうかを評価するために、また、その場合に投資の回収可能価額を算定するために、事後的判断を使用することになるからである。

その他の要求事項案

BC197 IASB は以下に関する要求事項を提案することを決定した。

- (a) 関連会社又は共同支配企業に対する投資の当初認識 (BC17 項から BC18 項及び BC85 項から BC88 項参照)
- (b) 関連会社又は共同支配企業に対する追加の所有持分の購入 (BC21 項から BC27 項参照)
- (c) 関連会社又は共同支配企業に対する所有持分の処分 (BC28 項から BC35 項参照)
- (d) 所有持分のその他の変動 (BC36 項から BC44 項参照)
- (e) 未認識の損失及び追加持分の購入 (BC50 項から BC55 項参照)
- (f) 包括利益の各内訳項目の認識 (BC56 項から BC61 項参照)

BC198 IASB は、BC197 項で列挙した要求事項を投資者又は共同支配投資者が将来に向かって (すなわち、移行日後に生じた取引のみに) 適用することを要求する提案をすることを決定した。

BC199 IASB は、要求事項案が、投資者が関連会社又は共同支配企業に対する重要な影響力又は共同支配を当初に獲得する時、あるいは関連会社又は共同支配企業に対する投資者の所有持分が重要な影響力又は共同支配の獲得後に変動する時に、適用されると考えた。要求事項案は、投資者が取引日現在の情報 (支払った対価又は受け取った対価の公正価値及び関連会社又は共同支配企業の識別可能な資産及び負債の公正価値に対する投資者の持分など) を使用することを要求することになる。したがって、要求事項案の遡及適用は、事後的判断の使用が必要となる可能性がある。遡及適用は、複雑となりコストがかかる可能性もある。移行日現在の投資の帳簿価額 (関連会社又は共同支配企業の純資産に対する持分及び投資の帳簿価額に含まれるのれんを含む) に対して必要となる修正があるためである。

移行日現在の減損

BC200 新たな要求事項を最初に適用する際に、投資者又は共同支配投資者は、例えば、次のような項目を認識する際に、移行日現在の関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額を増額することを要求される場合がある。

- (a) 関連会社又は共同支配企業との取引からの過去に認識していない利得の残りの部分

(b) 移行日前に行われた関連会社又は共同支配企業に対する投資に係る条件付対価⁸

- BC201 新たな要求事項を最初に適用する際に、投資者又は共同支配投資者が、増額後の投資の帳簿価額が回収可能価額を上回ったと判断した場合、当該減損損失は移行日前の期間に関連している可能性がある。その場合、投資者又は共同支配投資者が減損損失を移行日現在の利益剰余金の期首残高の修正として認識することが適切である可能性がある。
- BC202 したがって、IASB は、投資者又は共同支配投資者が関連会社又は共同支配企業に対する投資の減損テストを移行日現在で行う要求をすることを検討したが、提案しないことを決定した。IASB は、その日現在で減損の兆候がなかった場合、そうした要求は、利用者の便益がないのに作成者にコストを負わせることになると考えた。
- BC203 また、IASB は、新たな要求事項を最初に適用する際に、投資者又は共同支配投資者が関連会社又は共同支配企業に対する投資の減損テストを遡及的に移行日現在で行うことを認めることも検討したが、提案しないことを決定した。IASB は、多くの関連会社及び共同支配企業に対する投資について、観察可能な市場価格が移行日現在で利用可能でない場合があることに留意した。また、たとえ観察可能な市場価格がその日現在で利用可能であったとしても、投資者又は共同支配投資者が投資の回収可能価額を見積る際に使用価値を見積ることが必要となる可能性がある。したがって、投資者又は共同支配投資者が投資の減損テストを遡及的に移行日現在で行うことを認めると、その日現在の投資の回収可能価額を見積るために事後的判断が伴うことが多くなるであろう。
- BC204 しかし、場合によっては、投資者又は共同支配投資者が関連会社又は共同支配企業に対する投資の回収可能価額を移行日現在で過去に見積っていた可能性がある。そのような場合、新たな要求事項を最初に適用する際に、投資者又は共同支配投資者は、事後的判断を使用せずに、投資の回収可能価額の以前の見積りを使用できる。
- BC205 したがって、IASB は、投資者又は共同支配投資者が移行日現在の関連会社又は共同支配企業に対する投資の回収可能価額を見積っていた場合には、投資者が帳簿価額をその回収可能価額まで減額（該当があれば）し、減損損失を利益剰余金の期首残高に認識するよう要求することを決定した。

複数の期間の比較情報を表示する企業

- BC206 IFRS 会計基準は、当期の財務諸表において報告されるすべての金額について比較情報を提供することを企業に要求している。しかし、企業が任意で又は自らの法域での報告の要求によるかのいずれかで、複数の期間の比較情報を表示する場合がある。
- BC207 したがって、IASB は、複数の期間の比較情報を表示する企業についての BC178 項における決定の含意を検討した。例えば、当該決定のうちの1つは、投資者又は共同支配投資者が条件付対価の認識及び測定を移行日現在の公正価値で行い、関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額に対応する修正を行うことを要求することである。

⁸ 移行日とは、適用開始日の直前事業年度の期首である。ただし、複数の期間の比較情報を表示する一部の企業は除く（BC206 項から BC210 項参照）。

IASB は、移行日を表示する最も古い期間の期首とすべきか直前期間の期首とすべきかを検討した。

- BC208 IASB は、移行日を表示する最も古い期間の期首とすることを要求する方が、利用者に有用な情報を提供するであろうことを認めた。財務諸表におけるすべての情報が比較可能な基礎により提供されることになるからである。しかし、そのような要求は適用が複雑となる可能性があり、事後的判断の使用が必要となる場合がある。その懸念は、他の要求事項案の多く (IASB が移行日から将来に向かっての適用を要求することを提案している要求事項案を含む) についても生じる。
- BC209 IASB は、他のいくつかの基準設定プロジェクトにおいて、複数の期間の比較情報を提供する企業について、すべての比較情報を修正することを要求しない経過措置を開発していたことにも留意した⁹。
- BC210 IASB は、複数の期間の比較情報を表示する投資者又は共同支配投資者が追加的な過去の期間について次のいずれかの比較情報を表示することを認める提案をすることを決定した。
- (a) 要求事項案の影響について修正したもの。この場合、移行日は表示する最も古い修正後の比較対象期間の期首となる。
 - (b) 要求事項案の影響について未修正のもの。この場合、投資者又は共同支配投資者は、比較情報に未修正として名称を付け、比較情報が異なる基礎で作成されている旨を開示しその基礎を説明する。

要求事項案の適用開始の影響の開示

- BC211 ある IFRS 会計基準書の適用開始が、表示されている期間に影響を与える場合、IAS 第 8 号の第 28 項(f)は、当期及び表示する過去の各期間について、実務上可能な範囲で、影響を受ける財務諸表科目のそれぞれについて (及び、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」が企業に適用される場合には、基本的及び希薄化後の 1 株当たり利益について) 修正の金額を開示することを企業に要求している。
- BC212 IASB は、作成者が直前期について IAS 第 8 号の第 28 項(f)における要求を適用することにコストはかからないと見込んでいる。投資者又は共同支配投資者は、当該期間についての比較情報の修正再表示から必要な情報を有しているであろうからである。
- BC213 しかし、IASB は、作成者が当期について IAS 第 8 号の第 28 項(f)における要求を適用することにコストがかかる可能性があると考えた。例えば、関連会社又は共同支配企業との取引から生じた利得又は損失の全額の認識が当期に与える影響に関する情報を開示するためには、投資者又は共同支配投資者は次のことを行うことが必要となる。
- (a) 当該利得又は損失のうち、企業がそうした取引に係る利得又は損失を制限する IAS 第 28 号の第 28 項における要求を適用した場合に、当期中に発生した取引について

⁹ 例えば、IFRS 第 17 号「保険契約」の C25 項から C27 項参照

制限することとなったであろう部分を決定する。

(b) 過去の期間からの未認識の利得又は損失のうち、当期に認識することとなったであろう部分を決定する。

BC214 全体として、IASB の見解では、作成者が当期について IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求されている情報を提供することのコストは、利用者への便益を上回る可能性が高い。

BC215 IASB は、投資者又は共同支配投資者に、表示する追加的な比較対象期間について IAS 第 8 号の第 28 項(f)の適用を要求することは、投資者又は共同支配投資者がそうした追加の比較対象期間について未修正の比較情報を表示することを認める決定 (BC210 項 (b)参照) と不整合となることにも留意した。

BC216 したがって、IASB は、投資者又は共同支配投資者に対して、当期及び投資者又は共同支配投資者が未修正で表示する過去の期間について、IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求されている情報を開示することを要求しないという提案をすることを決定した。

提案の予想される影響

BC217 IASB は、自らの提案の導入で生じる可能性の高い便益及びコスト、並びに当該提案で生じる可能性の高い継続的な便益及び適用のコストを評価し、それに関する見解を説明することを公約している。これらの便益とコストは総称して「影響」と呼ばれる。IASB は、公開草案に対する回答から並びに分析及び利害関係者とのアウトリーチを通じて、提案で生じる可能性が高い影響についてのより詳細な洞察を得ることを期待している。

BC218 BC219 項から BC229 項は次のことを検討している。

- (a) 提案の影響を受ける企業 (BC219 項から BC220 項)
- (b) 財務諸表において報告される情報に対する予想される影響 (BC221 項)
- (c) 財務報告の質に対しての予想される影響 (BC222 項から BC223 項)
- (d) 提案の導入及び適用の予想されるコスト (BC224 項から BC229 項)

提案の影響を受ける企業

BC219 提案は次のような企業に影響を与えるであろう。

- (a) IAS 第 28 号で要求されている場合に、連結財務諸表又は単体の財務諸表¹⁰において関連会社又は共同支配企業に対する投資の会計処理に持分法を用いる企業
- (b) IAS 第 27 号が認めるところにより、個別財務諸表において関連会社、共同支配企業又は子会社に対する投資の会計処理に IAS 第 28 号に記述されている持分法を用

¹⁰ 「単体の財務諸表 (individual financial statements)」という用語は、子会社を有さない企業の財務諸表を記述するために使用される場合がある。

いることを選択する企業

BC220 影響を受ける企業について、提案によって導入される変更の大きさは、次のことに応じて異なるであろう。

- (a) 持分法が適用される関連会社、共同支配企業及び子会社に対する投資並びにそれらから生じる収益及び費用の企業の財政状態及び財務業績に対する重大性
- (b) 要求事項案が関連している種類の取引及びその他の事象に企業が関与している（又は影響を受けている）かどうか、及びそれはどのくらいか
- (c) 企業の現行の会計方針が当該取引及びその他の事象についての要求事項案とどのように異なるか

財務諸表において報告される情報に対するの予想される影響

BC221 表 3 は、IASB の提案が、影響を受ける企業の財務諸表において情報が報告される方法に与えると予想される影響を要約している。単純化のため、表 3 は主として関連会社に対する投資に言及している。しかし、提案の予想される影響は、共同支配企業に対する投資及び個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に持分法を用いることを選択した親会社にも関係する。ただし、他のことが示唆されている場合は除く。

表 3—財務諸表において報告される情報に対するの予想される影響

現在の状況	予想される影響
重要な影響力の獲得時の投資者の所有持分の変動	
IAS 第 28 号は、重要な影響力を獲得した際の投資原価の測定方法を定めていない（例えば、従来保有していた持分を当初の購入原価で測定するのか、IFRS 第 9 号を適用して帳簿価額で測定するのか）。 実務において適用されているアプローチはさまざまである。	一部の企業は会計方針を変更することが必要となる場合がある。 投資原価は、移転した対価の公正価値（関連会社に対する従来保有していた持分の公正価値を含む）で測定されることになる。
重要な影響力を保持している間の投資者の所有持分の変動	
IAS 第 28 号は、投資者が重要な影響力を保持している間に、次のものをどのように会計処理するのかを定めていない。 ● 追加持分の購入 ● 持分の処分 ● 関連会社の株式の発行又は償還から生じた投資者の持分の変動 実務におけるアプローチはさまざまである。例えば、追加持分を購入する投資者は次のいずれかを行う場合がある。	一部の企業は会計方針を変更することが必要となる場合がある。 例えば、追加持分を購入する投資者は次のようにすることになる。 ● 関連会社の識別可能な資産及び負債に対する追加持分を追加持分の購入日現在の正味の公正価値で測定する。 ● 追加持分の原因を当該追加持分について移転した対価の公正価値で測定

<ul style="list-style-type: none"> ● 関連会社の識別可能な資産及び負債に対する追加持分を正味の帳簿価額又は正味の公正価値で測定する。 ● 関連会社に対する既存の持分を公正価値で再測定するか又は再測定しない。 ● 割安購入益を投資の帳簿価額からの減額又は純損益に含まれる利得として認識する。 	<p>し、既存の持分は再測定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● それらの金額の差額をのれん（投資の帳簿価額に含まれる）又は純損益に含まれる利得として会計処理する。
<p>損失の認識</p>	
<p>IAS 第 28 号は、関連会社に対する投資をゼロまで減額した投資者が次のことを要求されるかどうかを定めていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 追加持分の購入時に、過去に認識していない損失を追加持分の原価からの減額として認識する。 ● 関連会社の包括利益合計の各内訳項目を区分して認識する。 <p>IAS 第 28 号は、損失が認識される順序も定めていない（例えば、関連会社の包括利益合計に対する投資者の持分が損失であり、投資の帳簿価額よりも高い場合）。</p> <p>実務において適用されているアプローチはさまざまである。</p>	<p>一部の企業は会計方針を変更することが必要となる場合がある。</p> <p>関連会社に対する投資をゼロまで減額した投資者は次のようにすることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 過去に認識していない損失を関連会社に対する購入した追加持分の原価からの減額として認識しない。 ● 関連会社の純損益に対する持分と関連会社のその他の包括利益に対する持分を区分して認識する。 <p>また、投資者は、関連会社の純損益に対する持分を認識し、それから関連会社のその他の包括利益に対する持分を認識する。</p>
<p>関連会社との取引</p>	
<p>IAS 第 28 号の第 28 項は、関連会社との取引において認識する利得又は損失を、関連会社に対する関連のない投資者の持分の範囲に制限することを要求している。この要求は、ダウンストリームとアップストリームの両方の取引に適用される。利得又は損失のうち取引日に認識されない部分は、その後、移転された資産が関連のない第三者に売却又は一定の期間にわたり費消される際に認識される。</p> <p>ただし、IFRS 第 10 号の第 25 項及び B97 項から B99 項は、投資者が子会社に対する支配の喪失時に利得又は損失の全額を認識することを要求している。</p> <p>このため、投資者が関連会社への子会社の売却又は拠出を会計処理する際に、IAS 第 28 号と IFRS 第 10 号の要求事項の間に不整合が生じる。</p>	<p>企業は会計方針を変更することが必要となる。</p> <p>投資者は、関連会社とのすべての取引（以下を含む）に係る利得又は損失の全額を認識することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連会社への子会社の売却又は拠出 ● 関連会社とのその他のすべての取引 <p>個別財務諸表において子会社に対する投資に持分法を適用することを選択した親会社について、提案は親会社の個別財務諸表と連結財務諸表で報告される金額の差額を増加させる可能性がある。</p>

繰延税金	
<p>IAS 第 28 号は、投資者が、関連会社に対する投資の帳簿価額に、関連会社の識別可能な資産及び負債に対する持分を公正価値で測定することに関連した繰延税金に及ぼす影響を含めることを要求されるかどうかを定めていない。</p> <p>さまざまなアプローチが実務において適用されているが、こうした繰延税金に及ぼす影響を含めることが一般的である。</p>	<p>大半の企業は会計方針を変更する必要がない。</p> <p>投資者は、投資の帳簿価額に、関連会社の識別可能な資産及び負債に対する持分を公正価値で測定することに関連した繰延税金に及ぼす影響を含めることになる。</p>
条件付対価	
<p>IAS 第 28 号は、投資者が関連会社に対する投資の獲得時に条件付対価をどのように認識又は測定することを要求されるのかを定めていない（当初認識時とその後いずれについても）。同様の論点が、追加持分の購入時の条件付対価について生じる。</p> <p>実務において適用されているアプローチはさまざまであるが、企業は企業結合における条件付対価を認識し測定するために IFRS 第 3 号で要求されているのと同様のアプローチを適用することが一般的である。</p>	<p>大半の企業は会計方針を変更する必要がない。</p> <p>投資者は、関連会社に対する投資の獲得時（又は追加持分の購入時）の条件付対価を、企業結合における条件付対価について IFRS 第 3 号で要求されているのと同様の方法で認識し測定することになる。</p>
減 損	
<p>IAS 第 28 号は、資本性金融商品に対する投資の取得原価を下回る著しいか又は長期にわたる公正価値の下落は減損の客観的な証拠であると述べているが、投資者が当該公正価値を比較することを要求されるのが、報告日現在の投資の帳簿価額なのか当初認識時の取得原価なのかについては不明確である。</p> <p>実務において適用されているアプローチはさまざまであるが、企業は投資の公正価値を報告日現在の帳簿価額と比較することが一般的である。</p>	<p>大半の企業は、減損の兆候が存在するかどうかを評価する方法を変更する必要はない。提案は、投資者が関連会社に対する投資の減損テストを行う方法を変更していない。</p> <p>投資者は、関連会社に対する投資の公正価値の下落が、当該投資が減損している可能性があることを示しているかどうかを、その公正価値を報告日現在の帳簿価額と比較することによって評価することになる。修正案は次のようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「取得原価」を「帳簿価額」に置き換える。 ● 「著しいか又は長期にわたる」という語句を削除する。 ● 投資の公正価値に関する情報がどのように観察される可能性があるのかに関するガイダンスを追加する。

開 示	
<p>IFRS 第 12 号は、関連会社又は共同支配企業に対する投資を有する投資者についての開示要求を定めている。それらの開示要求は、通常、親会社の個別財務諸表には適用されない。</p> <p>IAS 第 27 号は、個別財務諸表についての開示要求を定めている。</p> <p>さらに、IAS 第 24 号は、関連当事者との取引についての開示要求を定めており、連結財務諸表、個別財務諸表及び単体の財務諸表に適用される。</p>	<p>持分法を用いて会計処理される関連会社又は共同支配企業に対する投資を有する企業は、次のものについて追加的な情報を開示することが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 関連会社又は共同支配企業に対する投資の帳簿価額の変動 ● 所有持分のその他の変動からの利得又は損失 ● 関連会社又は共同支配企業とのダウンストリーム取引からの利得又は損失 ● 条件付対価契約

財務報告の質に対するの予想される影響

BC222 修正案は、実務における不統一を減少させることによって、比較可能性のより高い情報を利用者に提供するであろう。提案は、作成者が関連会社及び共同支配企業に対する投資（又は個別財務諸表における子会社に対する投資）の会計処理に持分法を用いる場合に実務において生じる適用上の疑問点に回答している。提案と関連する取引及びその他の事象の会計処理には実務において不統一がある。IAS 第 28 号が要求事項を定めていないか又は他の IFRS 会計基準書と整合しない要求事項を定めているためである。要求事項案はその不統一を解消することが見込まれ、したがって、比較可能性のより高い情報をもたらすであろう。

BC223 提案は、関連性のより高い情報を利用者に提供することにもなる。一例は、関連会社及び共同支配企業に対する投資者の投資の帳簿価額の期首残高と期末残高の調整表を企業が開示するという要求案である。この提案は、投資者の財務諸表の利用者が当該残高の変動を理解するのに役立つであろう（BC156 項参照）。

提案の導入及び適用の予想されるコスト

BC224 現在、作成者は表 1 にある適用上の疑問点に答えるために自身の会計方針を作成するためのコストが生じている。これには、考え得る会計方針のリサーチや、監査人及び規制当局との議論が含まれ、監査人及び規制当局にも当該会計方針をレビューするためのコストが生じている。提案は、持分法を適用する企業について実務で生じる適用上の疑問点への回答を提供することによって、作成者、監査人及び規制当局にとってのコストの一部を低減させるであろう。

BC225 表 3 で示したように、一部の企業は提案を導入するために会計方針を変更することが必要となる場合がある。多くの場合、IASB は、特定の提案について作成者が導入し適用するのにコストがかかるとは予想していない（重要な影響力の獲得時に関連会社に対し

て従来保有していた投資を公正価値で再測定する提案など (BC18 項(c)参照)¹¹。場合によっては、企業の新しい会計方針は既存の会計方針よりも適用のためのコストが低い可能性がある。特に、関連会社との取引からの利得又は損失の全額を認識するという要求案は、作成者が次のことを行う必要がなくなることを意味する。

(a) そうした取引において関連会社に又は関連会社から移転された資産が、その後に関連のない当事者に売却されるか又は一定の期間にわたり費消されるのがいつなのかの追跡

(b) アップストリーム取引からの利得又は損失に関する情報の収集

BC226 IASB は、作成者には、ダウストリーム取引について投資者が認識した利得又は損失の金額を開示するという要求案を導入し適用するためにいくらかのコストがかかるの見込んでいるが、開示要求案の適用は当該取引についての IAS 第 28 号の現行の要求事項の適用よりもコストが低いと見込んでいる。特に、投資者は、関連会社に移転された資産がその後に関連のない当事者に売却されるか又は一定の期間にわたり費消されるのがいつなのかを追跡する必要がなくなる。

BC227 持分法が個別財務諸表における子会社に対する親会社の投資を会計処理するために要求されている (又はそれ以外で頻繁に使用されている) 一部の法域では、子会社との取引からの利得又は損失の全額を親会社が認識するという提案は、作成者にいくらかの追加的なコストが生じる可能性がある。提案は、個別財務諸表と連結財務諸表とで報告される金額の差額を増大させる可能性がある (BC124 項参照)。企業が個別財務諸表と連結財務諸表で報告される金額を一致させる情報を提供する場合 (例えば、配当分配の目的で)、親会社は国内の要求事項を満たすために、個別財務諸表と連結財務諸表との差異に関する情報を提供することが必要となる可能性がある。

BC228 場合によっては、企業の新しい会計方針が既存の会計方針よりも適用にコストがかかる可能性がある。関連会社に対する追加持分の購入時に、関連会社の識別可能な資産及び負債に対する投資者の追加持分 (関連する繰延税金に及ぼす影響を含む) を正味の公正価値で測定する提案などである。一部の企業の既存の会計方針は、関連会社の識別可能な資産及び負債に対する投資者の追加持分を正味の帳簿価額で測定するというものである場合がある。

BC229 企業には、他のいくらかのコストが、他の新たな開示要求案 (関連会社に対する投資の期首と期末の帳簿価額の調整表を投資者が開示する提案など) を導入し適用するために生じる可能性がある。

¹¹ 単純化のため、ほとんどの場合に BC225 項から BC229 項は提案を関連会社に対する投資の文脈において議論している。しかし、提案は、共同支配企業に対する投資及び個別財務諸表において子会社に対する投資の会計処理に IAS 第 28 号に記述されている持分法を用いることを選択した親会社にも適用されることとなる。

公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x年改訂）」に対するタデウ・センドン氏の代替的見解

AV1 センドン氏は、公開草案「持分法会計—IAS第28号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x年改訂）」における提案に反対票を投じた。センドン氏は、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」における持分法の要求事項を修正する本公開草案の提案を支持している。しかし、彼の意見では、IAS第27号「個別財務諸表」は、親会社が投資先を支配している（すなわち、投資先が子会社であり）、企業が持分法の適用を選択する場合に、持分法会計を異なる方法で適用する選択肢を含めるように修正すべきであった。

個別財務諸表における持分法の使用

AV2 2003年に、IASBはIAS第27号を修正して、子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資について取得原価又は公正価値の使用を要求することとした。その時には、IASBは、個別財務諸表については、焦点は投資としての資産の成果であると述べていた。また、IASBは、持分法会計は連結から得られる情報と同様のいくらかの純損益の情報を利用者に提供するが、そうした情報は投資者の連結財務諸表又は投資先の単体の財務諸表に反映されており、個別財務諸表の利用者に提供される必要はないと説明していた。

AV3 2011年アジェンダ協議において、IASBは、子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資を個別財務諸表において持分法を用いて会計処理することを認める選択肢を復活させることを要望された。個別財務諸表をIFRS会計基準に従って作成することを企業に認めているか又は要求している一部の法域も、子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資について持分法の使用を要求している。それらの法域では、持分法の使用が、IFRS会計基準に従って作成される個別財務諸表と国内の法規に従って作成される個別財務諸表との間の唯一の差異となっていた場合がある。

AV4 2011年アジェンダ協議の結果、IASBは狭い範囲のプロジェクトに着手し、それはIAS第27号の2014年修正（「個別財務諸表における持分法」（IAS第27号の修正））において結実した。当該修正は、個別財務諸表において子会社、関連会社及び共同支配企業に対する投資について持分法を使用する選択肢を復活させた。2014年修正に先行した公開草案ED/2013/10「個別財務諸表における持分法」において、IASBは、当該提案は個別財務諸表を作成する際に国内GAAPとIFRS会計基準とのコンバージェンスを容易にし、一部の企業にとってのコンプライアンスのコストを情報の喪失なしに低減させるのに役立つであろうと述べた。

関連会社又は共同支配企業との取引に係る利得又は損失の全額の認識

AV5 センドン氏は、関連会社又は共同支配企業とのすべてのアップストリーム取引及びダウンストリーム取引から生じた利得及び損失の全額を認識することを投資者又は共同支配投資者に要求する修正案に同意した。しかし、センドン氏は、IAS第27号を修正しな

持分法会計—IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」（202x 年改訂）

いでこれらの修正を IAS 第 28 号に加えることには同意していない。関連会社と共同支配企業には共通する特徴がある。すなわち、親会社がこれらの投資先の資産及び負債を支配していないため、連結財務諸表における報告企業の一部ではない。センドン氏の見解は、この特徴は要求案（すなわち、利得又は損失の全額の認識）を支持する重要な理由である。しかし、この特徴は、投資先が子会社である場合には存在しない。親会社が子会社の個々の資産及び負債を支配しているので、子会社は報告企業の一部である。

- AV6 持分法プロジェクトの目的は、適用上の疑問点に回答することであり、持分法の目的及び性質（一行連結なのか測定基礎なのかを含む）を検討することではない。しかし、センドン氏は、修正案は実務上、持分法が測定基礎であると仮定していると考えている。支配の存在を無視しており、個別財務諸表において関連会社及び共同支配企業と同じ処理を子会社について要求することになるからである。支配の概念があるため、子会社は関連会社又は共同支配企業とは根本的に異なる。
- AV7 IAS 第 27 号は、企業が個別財務諸表を作成するのは、任意の場合もあれば、法律又は法規が企業に公表を要求しているためである場合もあることを認めている。しかし、IAS 第 27 号は、個別財務諸表の目的又は子会社、共同支配企業若しくは関連会社に対する投資の会計処理の選択肢の背後にある原則について、あまり洞察を提供していない。
- AV8 修正案は、持分法の適用に関する適用上の疑問点に対処しているが、上記の 2 つのトピックには対処していない。すなわち、持分法の目的及び性質、並びに個別財務諸表の目的（子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資の会計処理の選択肢の論拠を含む）である。
- AV9 IAS 第 28 号の修正は、個別財務諸表を作成し持分法を適用して子会社に対する投資を会計処理する親会社が、これらの子会社とのすべてのアップストリーム取引及びダウンストリーム取引から生じた利得又は損失の全額を認識することを要求することとなる。それは実務上、多くの場合（すべての場合ではないにしても）、持分法の選択肢が復活された際の 2014 年修正の主要な便益を覆す効果を有することになる。
- AV10 これらの利得又は損失は連結財務諸表において消去されるので、連結財務諸表における株主資本又は親会社の所有者に帰属する純利益と、個別財務諸表におけるそれらに対応するものとの差額が生じることになる。同じ理由で、企業が関連会社又は共同支配企業に対する支配を取得する場合の従来保有していた持分について、あるいは企業が子会社に対する支配を喪失して旧子会社に対する投資を関連会社又は共同支配企業に対する投資として保持する場合の保持している投資について、個別財務諸表における再測定を禁止している要求案は、連結財務諸表と個別財務諸表との追加的な差異を生じさせることになる¹²。

¹² 企業が支配を獲得する場合に関連会社又は共同支配企業に対して従来保有していた持分の再測定を禁止する要求事項案は、公開草案「持分法会計—IAS 第 28 号『関連会社及び共同支配企業に対する投資』（202x 年改訂）」の [案] IAS 第 27 号の修正の第 10A 項及び第 10B 項にある。

AV11 多くの法域で、個別財務諸表は重要な役割を果たしている。個別財務諸表は法的企業とより密接に結び付けられているのに対し、連結財務諸表は（投資者の観点からは関連性がより高いが）法的企業ではなく企業集団の見方を提供している。多くの法域で、個別財務諸表は法的な要求事項（例えば、税務及び自己資本維持（配当の支払及び支払能力又は破産の評価を含む））についてのコンプライアンスの出発点である。

AV12 次のような法域では、連結財務諸表における株主資本又は親会社の所有者に帰属する純利益と、個別財務諸表におけるそれらに対応するものとの差額が、作成者にとってのコンプライアンスのコストを増大させる可能性がある。

- (a) 個別財務諸表を IFRS 会計基準に従って作成することが要求又は許容されており、（又は個別財務諸表が国内の法規に従って作成される状況においても）、かつ、
- (b) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資が持分法を用いて会計処理される。

そうした差異は、利用者にとっての複雑性も増大させるであろう。利用者はこれらの差異が企業のすべての側面に与える影響を理解することが必要となるからである。

AV13 センドン氏は、IASB が持分法及び個別財務諸表の性質及び目的に関する概念上の疑問点に対処するまで、連結財務諸表を作成する際に用いられる手続と整合的に親会社が子会社に対する投資に持分法を適用することを認める選択肢を IAS 第 27 号に追加すべきであると考え。この選択肢を選択する親会社は、子会社とのアップストリーム取引及びダウンストリーム取引から生じた利得又は損失を消去し、関連会社又は共同支配企業に対する支配を獲得する場合に従来保有していた持分を再測定するか、あるいは企業が子会社に対する支配を喪失して当該旧子会社に対する投資を関連会社又は共同支配企業に対する投資として保持する場合に保持している投資を再測定することとなる。



IFRS[®]

Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org